

■木津川上流部の取組方針 新旧対応表

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35	<p data-bbox="261 310 326 342">表紙</p> <p data-bbox="667 512 1231 543">「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく</p> <p data-bbox="727 688 1172 730">木津川上流部の取組方針</p> <p data-bbox="786 1344 1113 1375">令和4年3月25日改定</p> <p data-bbox="667 1543 1231 1669">木津川上流部大規模水害・土砂災害 に関する減災対策協議会</p> <p data-bbox="474 1701 1394 1827">〔伊賀市、名張市、津市、曾爾村、山添村、宇陀市、御杖村、笠置町、南山城村 三重県、奈良県、京都府 水資源機構、津地方気象台、奈良地方気象台、国土交通省近畿地方整備局〕</p>	<p data-bbox="1745 512 2309 543">「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく</p> <p data-bbox="1804 688 2249 730">木津川上流部の取組方針</p> <p data-bbox="1863 1344 2190 1375">令和8年●月●●日改定</p> <p data-bbox="1745 1543 2309 1669">木津川上流部大規模水害・土砂災害 に関する減災対策協議会</p> <p data-bbox="1558 1701 2478 1827">〔伊賀市、名張市、津市、曾爾村、山添村、宇陀市、御杖村、笠置町、南山城村 三重県、奈良県、京都府 水資源機構、津地方気象台、奈良地方気象台、国土交通省近畿地方整備局〕</p>	<p data-bbox="2582 1344 2745 1396">1. 改定日変更 【日付未決定】</p>

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容
<p>1 1. はじめに</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p>	<p>平成27年9月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。</p> <p>このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。</p> <p>国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109水系、730市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、平成32年度（令和2年度）を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。</p> <p>木津川上流部では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」および平成26年8月に発生した広島市の大規模土砂災害を踏まえ、地域住民の安全安心を担う沿川4市1町4村（名張市、津市、山添村、宇陀市、曾爾村、御杖村、伊賀市、笠置町、南山城村）、三重県、奈良県、京都府、水資源機構、津地方気象台、近畿地方整備局で構成される「木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会」を平成28年6月1日に設立した。</p> <p>本協議会では、平成25年9月の台風18号による洪水をはじめとして近年浸水被害が頻発する木津川上流部において、平成27年9月の関東・東北豪雨や平成26年8月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、主な課題を抽出し、「逃す・防ぐ・回復する」ことに主眼をおいた取組方針を作成した。</p> <p>また、大規模水害・土砂災害の意識が、若い世代を中心に記憶から薄れている現状を鑑み、『次世代に「水害・土砂災害に強い地域」と水防災意識を「継承」する。』ことも目標に位置づけ、取組方針をとりまとめた。</p> <p>平成28年8月には、台風10号等の一連の台風によって、北海道・東北地方の中小河川等で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。</p> <p>この災害を受け、とりまとめられた社会資本整備審議会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に施行された。</p>	<p>平成27年9月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。</p> <p>このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。</p> <p>国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109水系、730市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、平成32年度（令和2年度）を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。</p> <p>木津川上流部では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」および平成26年8月に発生した広島市の大規模土砂災害を踏まえ、地域住民の安全安心を担う沿川4市1町4村（名張市、津市、山添村、宇陀市、曾爾村、御杖村、伊賀市、笠置町、南山城村）、三重県、奈良県、京都府、水資源機構、津地方気象台、近畿地方整備局で構成される「木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会」を平成28年6月1日に設立した。</p> <p>本協議会では、平成25年9月の台風18号による洪水をはじめとして近年浸水被害が頻発する木津川上流部において、平成27年9月の関東・東北豪雨や平成26年8月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、主な課題を抽出し、「逃がす・防ぐ・回復する」ことに主眼をおいた取組方針を作成した。</p> <p>また、大規模水害・土砂災害の意識が、若い世代を中心に記憶から薄れている現状を鑑み、『次世代に「水害・土砂災害に強い地域」と水防災意識を「継承」する。』ことも目標に位置づけ、取組方針をとりまとめた。</p> <p>平成28年8月には、台風10号等の一連の台風によって、北海道・東北地方の中小河川等で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。</p> <p>この災害を受け、とりまとめられた社会資本整備審議会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に施行された。</p>	<p>2. 表記ゆれ修正</p>

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	<p>その後発生した平成30年7月豪雨では、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、200名を超える死者・行方不明者と多くの家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生した。</p> <p>平成30年7月豪雨災害を受けて社会資本整備審議会の答申では、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされている。</p> <p>国土交通省は、これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成31年1月29日に改定した。具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時の実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充した。</p> <p>こうした取組が行われる中、令和元年10月に発生した台風19号では、東日本の複数個所で観測史上1位の降水量が観測され、国管理7河川で14箇所、都道府県管理67河川で128箇所の堤防決壊（令和2年4月10日時点）や952件の土砂災害（令和2年4月10日時点）などにより、100名を超える死者・行方不明者（令和2年4月10日時点）といった人的被害となった。水害・土砂災害への対応は、これまで以上に取組を加速すべき状況と考えられる。</p>	<p>その後発生した平成30年7月豪雨では、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、200名を超える死者・行方不明者と多くの家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生した。</p> <p>平成30年7月豪雨災害を受けて社会資本整備審議会の答申では、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされている。</p> <p>国土交通省は、これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成31年1月29日に改定した。具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時の実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充した。</p> <p>こうした取組が行われる中、令和元年10月に発生した台風19号では、東日本の複数個所で観測史上1位の降水量が観測され、国管理7河川で14箇所、都道府県管理67河川で128箇所の堤防決壊（令和2年4月10日時点）や952件の土砂災害（令和2年4月10日時点）などにより、100名を超える死者・行方不明者（令和2年4月10日時点）といった人的被害となった。水害・土砂災害への対応は、これまで以上に取組を加速すべき状況と考えられる。</p> <p>国土交通省は、気候変動による今後の水災害リスクの増大に備えるため、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）で水災害対策を推進する「流域治水」への転換を令和2年7月に表明した。この内容を踏まえ、本協議会でも令和3年2月に「淀川水系流域治水プロジェクト木津川分会」版を策定した。</p> <p>さらに、気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りする中、現行の計画と同じ完了時期までに目標とする治水安全度を達成するため、国土交通省はあらゆる関係者による様々な手法を活用した対策の一層の充実を図る「流域治水プロジェクト2.0」への更新を令和5年8月に表明した。本協議会でも、令和6年8月に「淀川水系流域治水プロジェクト2.0 木津川分会」版に更新し、取組方針と共に関係機関と連携して対策の実施を行っている。</p>	<p>3. 【観点②】「淀川水系流域治水プロジェクト木津川分会」版を策定し本協議会で取り組んでいた経緯を追記</p> <p>4. 【観点②】「淀川水系流域治水プロジェクト2.0 木津川分会」版を策定し本協議会で取り組んでいる経緯を追記</p>

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	<p>本協議会では、緊急行動計画改定および当初の目標年度（令和2年度）を迎えたことを踏まえて、取組方針を改定し、「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、利水ダム管理者や各市町村の福祉部局及び農林部の参画を含めて関係機関と緊密に連携し、各種取組を推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。</p>	<p>また令和5年8月には、社会資本整備審議会で答申された「あらゆる関係者が流域全体で行う流域治水への転換」を普及させるための施策体系と行動計画として、『水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会』とりまとめが公表された。住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進することとなった。</p> <p>本協議会では、令和3年度に流域治水の観点も一部含め策定した取組方針が目標年度（令和7年度）を迎えたことを踏まえて、取組方針を改定し、「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動する地域としていけるよう、各種取組を推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。</p>	<p>5.【観点②】本協議会でも検討してきた流域治水の自分事化検討会に関する経緯を追加</p> <p>6.【時点更新】令和4年3月の取組方針改定経緯を追加。なお、3回目の取組方針改定であることから、改定年次を記載して区別</p> <p>7.【観点②】流域治水の自分事化の流れを踏まえた改定であることを記載</p>

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	<p>主な取組の具体的な内容としては、以下のとおりとまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード対策では、洪水を河川内で安全に流す対策として堤防整備や河道掘削などの実施に加え、避難行動、水防活動に資する基盤の整備、内水対策、流出抑制に関する整備等を実施する。 ・ソフト対策では、下記の取組等を展開することにより、各家庭の取組から関係機関（協議会）までが「水防災意識社会の再構築」に向けた減災対策を醸成する。 <p>「逃がす」取組：避難情報が対象者に着実に届くように<u>降雨予測や避難情報・水位情報の提供強化</u>など。 住民の防災意識・知識の向上を図るため、防災に関する補助教材を活用し、<u>学校などを対象とした出前講座の実施</u>など。 避難のための時間を十分に確保した避難指示等の発令を可能とするよう<u>タイムラインの作成・訓練</u>などを協議会構成員全体で連携して実施など。</p> <p>「防ぐ」取組：水防団や消防団、自主防災組織等の協力・連携強化のため、市町村を越えた<u>広域水防訓練の検討</u>等。</p> <p>「回復する」取組：氾濫水の迅速な排水に向けた、<u>大規模水害を想定した排水訓練の実施</u>など。 災害時にも行政事務機能を継続的に実施するため、<u>庁舎の耐水対策化や事業継続計画の作成</u>など。</p> <p>そして、これらの取組を着実に進めて、次世代へ『継承』していくために、防災啓発活動等の推進を域内全教育委員会に積極的に働きかける。</p>	<p>主な取組の具体的な内容としては、あらゆる関係者が共同して取り組む「流域治水」の考え方も踏まえ、以下のとおりとまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード対策では、洪水を河川内で安全に流す対策として堤防整備や河道掘削などの実施に加え、避難行動、水防活動に資する基盤の整備、内水対策、流出抑制に関する整備等を実施する。 ・ソフト対策では、下記の取組等を展開することにより、各家庭の取組から関係機関（協議会）までが「水防災意識社会の再構築」に向けた減災対策を醸成する。 <p>「逃げる」取組：住民の主体的な避難を促すべく、住民の防災意識・知識の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害リスクの認識をより多くの住民に広げる取組 <u>まるごとまちごとハザードマップの実施</u> など ・防災に関する補助教材やハザードマップを活用し、リスクを自分事と捉え行動する住民を増やす取組 <u>学校などを対象とした出前講座の実施</u> <u>マイタイムラインの作成支援</u> <u>要配慮者利用施設における訓練の促進</u> など ※防災リーダーや関係機関が連携し実施できると良い ・避難情報が対象者に着実に届くような体制づくりの取組 <u>降雨予測や避難情報・水位情報の提供強化</u> など ・避難のための時間を十分に確保した避難指示等の発令を可能とする取組 <u>タイムラインの更新</u>・<u>訓練などを協議会構成員全体で連携して実施</u> など <p>「防ぐ」取組：水防団や消防団、自主防災組織等の協力・連携強化のため、市町村を越えた<u>広域水防訓練の検討</u>等。</p> <p>「回復する」取組：氾濫水の迅速な排水に向けた、<u>大規模水害を想定した排水訓練の実施</u>など。 災害時にも行政事務機能を継続的に実施するため、<u>庁舎の耐水対策化や事業継続計画の作成</u>など。</p> <p>そして、これらの取組を着実に進めて、次世代へ『継承』していくために、防災啓発活動等の推進を域内全教育委員会に積極的に働きかける。</p>	<p>8. 【観点②】「流域治水の自分事化検討会」のとりまとめにて、「住民や企業などが水災害リスクを自分事として捉え主体的に行動すること」（一部省略）を踏まえ、行政が誘導する避難（「逃がす」）ではなく、住民自ら避難する（「逃げる」）地域を目指すため、取組名を「逃げる」に変更、そのための取組例の変更</p> <p>9. 【観点①】協議会にて木津川上流域タイムラインを作成した経緯を踏まえた</p>

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	<p>本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。</p> <p>なお、本取組方針は、本協議会規約第7条に基づき作成した。</p>	<p>本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。</p> <p>なお、本取組方針は、本協議会規約第7条に基づき作成した。</p>	

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容																																																																
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	<p data-bbox="430 268 1466 300">2. 本協議会の参加機関及び構成メンバーは以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="430 352 1347 1213"> <thead> <tr> <th data-bbox="430 352 676 401">参加機関</th> <th data-bbox="676 352 1347 401">構成メンバー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>伊賀市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>名張市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>津市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>曾爾村</td><td>村長</td></tr> <tr><td>山添村</td><td>村長</td></tr> <tr><td>宇陀市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>御杖村</td><td>村長</td></tr> <tr><td>笠置町</td><td>町長</td></tr> <tr><td>南山城村</td><td>村長</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>伊賀建設事務所長、伊賀地域防災総合事務所長 津建設事務所長、津地域防災総合事務所長</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>奈良土木事務所長、宇陀土木事務所長</td></tr> <tr><td>京都府</td><td>山城南土木事務所長</td></tr> <tr><td>水資源機構</td><td>木津川ダム総合管理所長</td></tr> <tr><td>気象庁</td><td>津地方気象台長、奈良地方気象台長</td></tr> <tr><td>近畿地方整備局</td><td>木津川上流河川事務所長 紀伊山系砂防事務所長 淀川ダム統合管理事務所長</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="430 1224 1466 1255">(近畿農政局は該当する自治体に管理を委託済のため参加機関に含まれない)</p>	参加機関	構成メンバー	伊賀市	市長	名張市	市長	津市	市長	曾爾村	村長	山添村	村長	宇陀市	市長	御杖村	村長	笠置町	町長	南山城村	村長	三重県	伊賀建設事務所長、伊賀地域防災総合事務所長 津建設事務所長、津地域防災総合事務所長	奈良県	奈良土木事務所長、宇陀土木事務所長	京都府	山城南土木事務所長	水資源機構	木津川ダム総合管理所長	気象庁	津地方気象台長、奈良地方気象台長	近畿地方整備局	木津川上流河川事務所長 紀伊山系砂防事務所長 淀川ダム統合管理事務所長	<p data-bbox="1507 268 2543 300">本協議会の参加機関及び構成メンバーは以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1507 352 2424 1213"> <thead> <tr> <th data-bbox="1507 352 1754 401">参加機関</th> <th data-bbox="1754 352 2424 401">構成メンバー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>伊賀市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>名張市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>津市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>曾爾村</td><td>村長</td></tr> <tr><td>山添村</td><td>村長</td></tr> <tr><td>宇陀市</td><td>市長</td></tr> <tr><td>御杖村</td><td>村長</td></tr> <tr><td>笠置町</td><td>町長</td></tr> <tr><td>南山城村</td><td>村長</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>伊賀建設事務所長、伊賀地域防災総合事務所長 津建設事務所長、津地域防災総合事務所長</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>奈良土木事務所長、宇陀土木事務所長</td></tr> <tr><td>京都府</td><td>山城南土木事務所長</td></tr> <tr><td>水資源機構</td><td>木津川ダム総合管理所長</td></tr> <tr><td>気象庁</td><td>津地方気象台長、奈良地方気象台長</td></tr> <tr><td>近畿地方整備局</td><td>木津川上流河川事務所長 紀伊山系砂防事務所長 淀川ダム統合管理事務所長</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1507 1224 2543 1255">(近畿農政局は該当する自治体に管理を委託済のため参加機関に含まれない)</p>	参加機関	構成メンバー	伊賀市	市長	名張市	市長	津市	市長	曾爾村	村長	山添村	村長	宇陀市	市長	御杖村	村長	笠置町	町長	南山城村	村長	三重県	伊賀建設事務所長、伊賀地域防災総合事務所長 津建設事務所長、津地域防災総合事務所長	奈良県	奈良土木事務所長、宇陀土木事務所長	京都府	山城南土木事務所長	水資源機構	木津川ダム総合管理所長	気象庁	津地方気象台長、奈良地方気象台長	近畿地方整備局	木津川上流河川事務所長 紀伊山系砂防事務所長 淀川ダム統合管理事務所長	
参加機関	構成メンバー																																																																		
伊賀市	市長																																																																		
名張市	市長																																																																		
津市	市長																																																																		
曾爾村	村長																																																																		
山添村	村長																																																																		
宇陀市	市長																																																																		
御杖村	村長																																																																		
笠置町	町長																																																																		
南山城村	村長																																																																		
三重県	伊賀建設事務所長、伊賀地域防災総合事務所長 津建設事務所長、津地域防災総合事務所長																																																																		
奈良県	奈良土木事務所長、宇陀土木事務所長																																																																		
京都府	山城南土木事務所長																																																																		
水資源機構	木津川ダム総合管理所長																																																																		
気象庁	津地方気象台長、奈良地方気象台長																																																																		
近畿地方整備局	木津川上流河川事務所長 紀伊山系砂防事務所長 淀川ダム統合管理事務所長																																																																		
参加機関	構成メンバー																																																																		
伊賀市	市長																																																																		
名張市	市長																																																																		
津市	市長																																																																		
曾爾村	村長																																																																		
山添村	村長																																																																		
宇陀市	市長																																																																		
御杖村	村長																																																																		
笠置町	町長																																																																		
南山城村	村長																																																																		
三重県	伊賀建設事務所長、伊賀地域防災総合事務所長 津建設事務所長、津地域防災総合事務所長																																																																		
奈良県	奈良土木事務所長、宇陀土木事務所長																																																																		
京都府	山城南土木事務所長																																																																		
水資源機構	木津川ダム総合管理所長																																																																		
気象庁	津地方気象台長、奈良地方気象台長																																																																		
近畿地方整備局	木津川上流河川事務所長 紀伊山系砂防事務所長 淀川ダム統合管理事務所長																																																																		

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	<p>3. 木津川上流部の概要と主な課題</p> <p>(1) 木津川上流部の概要</p> <p>木津川上流域は、三重県、奈良県、京都府の3県にまたがっており、流域面積は（笠置橋より上流）が1,308km²、その90%以上は山地で占めており、年間降水量は、全国平均よりやや多く、梅雨頃から台風が多い5月から10月にかけて降雨が集中する傾向にある。</p> <p>木津川の本流は、布引山脈に源を発し、山間を曲流して上野盆地に出て、鈴鹿、布引山脈に源を発する柘植川・服部川を合流する。さらに岩倉峠を西流して、大河原で名張川を合わせ、笠置を経て山城盆地の流末で、淀川に合流している。岩倉で合流するこの3河川は、流路延長及び標高差が余り変わらず、それぞれの河川の洪水ピークはほぼ同時に岩倉地点にて現れる。3河川合流後の岩倉峠は川幅が約60m、延長約5kmの狭窄部のため、洪水疎通が著しく阻害される。そのため直上流の上野盆地で湛水し、たびたび浸水被害をもたらしている。これに対して上野地区では、流量調節機能の確保と伊賀市周辺の治水対策を目的として、洪水時に洪水の一部を一時的に貯留させる上野遊水地を平成27年6月15日から運用を開始している。</p> <p>また、木津川左支川である名張川は、尼ヶ岳、大洞山、高見山等の布引山地に連なる山々から源を発し、名張盆地の手前で青蓮寺川と、盆地に出て奈良県から流れてくる宇陀川と合流し、名張市街地に沿って流れ、月ヶ瀬の峡谷を経由して、大河原で木津川と合流する。</p> <p>木津川上流の直轄砂防事業は、水系一貫の考えから明治11年より山腹工を主体とする砂防事業が開始され、昭和26年に木津川で初めての砂防堰堤に着工した。</p> <p>しかし、昭和34年の伊勢湾台風によって、木津川上流域は甚大な被害を被り、無数の山腹崩壊地から生産された有害土砂が下流へ流れ込み、多くの人命、財産を奪った。こうしたことから事業区域を上流へ拡げつつ、下流域への有害土砂の流出防止と土石流対策を目的に、これまで110基の砂防堰堤を設置している。</p>	<p>(1) 木津川上流部の概要</p> <p>木津川上流域は、三重県、奈良県、京都府の3県にまたがっており、流域面積は（笠置橋より上流）が1,308km²、その90%以上は山地で占めており、年間降水量は、全国平均よりやや多く、梅雨頃から台風が多い5月から10月にかけて降雨が集中する傾向にある。</p> <p>木津川の本流は、布引山脈に源を発し、山間を曲流して上野盆地に出て、鈴鹿、布引山脈に源を発する柘植川・服部川を合流する。さらに岩倉峠を西流して、大河原で名張川を合わせ、笠置を経て山城盆地の流末で、淀川に合流している。岩倉で合流するこの3河川は、流路延長及び標高差が余り変わらず、それぞれの河川の洪水ピークはほぼ同時に岩倉地点にて現れる。3河川合流後の岩倉峠は川幅が約60m、延長約5kmの狭窄部のため、洪水疎通が著しく阻害される。そのため直上流の上野盆地で湛水し、たびたび浸水被害をもたらしている。これに対して上野地区では、流量調節機能の確保と伊賀市周辺の治水対策を目的として、洪水時に洪水の一部を一時的に貯留させる上野遊水地を平成27年6月15日から運用を開始している。</p> <p>また、木津川左支川である名張川は、尼ヶ岳、大洞山、高見山等の布引山地に連なる山々から源を発し、名張盆地の手前で青蓮寺川と、盆地に出て奈良県から流れてくる宇陀川と合流し、名張市街地に沿って流れ、月ヶ瀬の峡谷を経由して、大河原で木津川と合流する。</p> <p>木津川上流の直轄砂防事業は、水系一貫の考えから明治11年より山腹工を主体とする砂防事業が開始され、昭和26年に木津川で初めての砂防堰堤に着工した。</p> <p>しかし、昭和34年の伊勢湾台風によって、木津川上流域は甚大な被害を被り、無数の山腹崩壊地から生産された有害土砂が下流へ流れ込み、多くの人命、財産を奪った。こうしたことから事業区域を上流へ拡げつつ、下流域への有害土砂の流出防止と土石流対策を目的に、これまで119基の砂防堰堤を設置している。</p>	<p>10. 【観点①】砂防堰堤の整備に伴う数量更新 （参考：紀伊山系砂防事務所 HP）</p>

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	<p>(2) 主な課題</p> <p>木津川上流部では、過去の災害を踏まえて、計画的に河川や砂防の施設整備を進めているが、近年頻発する浸水被害、平成27年9月の関東・東北豪雨、平成26年8月の広島土砂災害等の計画規模を超えるような大規模な災害や、木津川上流部の河川と山地に囲まれた地形的な特性から懸念される水害と土砂災害が同時に発生した場合の災害（以下「複合災害」）に対する減災対策が不十分である。</p> <p>これら木津川上流部における水害、土砂災害及び複合災害における減災対策の主な課題は以下のとおりである。</p> <p>「逃がす」 ○災害情報の伝達方法は整備されているが、住民の防災意識や知識をより向上する必要がある。</p> <p>「防ぐ」 ○自主防災組織や水防団等の協力・連携が十分でなかったり、水防資機材の準備についても課題が残る。</p> <p>「回復する」 ○災害発生時における速やかな生活基盤の回復方法や手順・分担等を決めておく必要がある</p>	<p>(2) 主な課題</p> <p>木津川上流部では、過去の災害を踏まえて、計画的に河川や砂防の施設整備を進めているが、近年頻発する浸水被害、平成27年9月の関東・東北豪雨、平成26年8月の広島土砂災害等の計画規模を超えるような大規模な災害や、木津川上流部の河川と山地に囲まれた地形的な特性から懸念される水害と土砂災害が同時に発生した場合の災害（以下「複合災害」）に対する減災対策が不十分である。</p> <p>これら木津川上流部における水害、土砂災害及び複合災害における減災対策の主な課題は以下のとおりである。</p> <p>「逃げる」 ○災害情報の伝達方法は整備されているが、住民の防災意識や知識をより向上する必要がある。</p> <p>「防ぐ」 ○自主防災組織や水防団等の協力・連携が十分でなかったり、水防資機材の準備についても課題が残る。</p> <p>「回復する」 ○災害発生時における速やかな生活基盤の回復方法や手順・分担等を決めておく必要がある。</p>	<p>11. 取組名の変更（再掲）</p>

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容														
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	<p>4. 現状の取組み状況</p> <p>木津川上流部では、避難指示に関する発表時期、防災組織の協力・連携体制の重要性、及び水防資機材の確認状況、水防活動の事前準備など、これまでの水害・土砂災害対策に課題があることが確認された。</p> <p>また、木津川上流部は、山地と河川に囲まれた地形的特性から、水害・土砂災害が同時期に発生する可能性を有している。</p> <p>本協議会では、このような認識のもと、参加機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等について現状及び課題を抽出し、令和7年度までに達成すべき目標を掲げて、参加機関が連携して取り組んでいく内容を以下のとおりに取りまとめた。</p> <p>参加機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 水害に係る現状と課題</p> <p>① 情報伝達、避難計画等に関する事項</p> <p style="text-align: right;">※現状：○、課題：●（以下同様）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">○現状 と ●課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定される浸水リスクの周知</td> <td> <p>○国交省では、淀川水系において甚大な被害を与えた昭和28年9月（名張川流域は昭和34年9月）洪水時の2日間総雨量の2倍（※）を想定した浸水想定区域図を公表している</p> <p>○府県管理河川では、水位周知河川の想定最大規模降雨および計画規模降雨の外力を対象とした浸水想定区域図を公表している</p> <p>○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している</p> <p>※公表当時、超過洪水が発生した時においても壊滅的な被害を回避するため、東海地方で甚大な被害をもたらした平成12年9月東海豪雨規模に相当する雨を想定。</p> </td> <td> <p>●浸水エリアの認識や周知が不足している</p> <p>●想定最大外力規模の洪水が発生した場合の浸水エリア、迅速な避難を必要とする倒壊家屋の危険エリア及び生活回復の目安となる浸水の継続時間が分からない地域がある</p> </td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。</p>	項目	○現状 と ●課題		想定される浸水リスクの周知	<p>○国交省では、淀川水系において甚大な被害を与えた昭和28年9月（名張川流域は昭和34年9月）洪水時の2日間総雨量の2倍（※）を想定した浸水想定区域図を公表している</p> <p>○府県管理河川では、水位周知河川の想定最大規模降雨および計画規模降雨の外力を対象とした浸水想定区域図を公表している</p> <p>○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している</p> <p>※公表当時、超過洪水が発生した時においても壊滅的な被害を回避するため、東海地方で甚大な被害をもたらした平成12年9月東海豪雨規模に相当する雨を想定。</p>	<p>●浸水エリアの認識や周知が不足している</p> <p>●想定最大外力規模の洪水が発生した場合の浸水エリア、迅速な避難を必要とする倒壊家屋の危険エリア及び生活回復の目安となる浸水の継続時間が分からない地域がある</p>	A	<p>木津川上流部では、避難指示に関する発表時期、防災組織の協力・連携体制の重要性、及び水防資機材の確認状況、水防活動の事前準備など、これまでの水害・土砂災害対策に課題があることが確認された。</p> <p>また、木津川上流部は、山地と河川に囲まれた地形的特性から、水害・土砂災害が同時期に発生する可能性を有している。</p> <p>本協議会では、このような認識のもと、参加機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等について現状及び課題を抽出し、令和12年度までに達成すべき目標を掲げて、参加機関が連携して取り組んでいく内容を以下のとおりにとりまとめた。</p> <p>参加機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 水害に係る現状と課題</p> <p>① 情報伝達、避難計画等に関する事項</p> <p style="text-align: right;">※現状：○、課題：●（以下同様）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">○現状 と ●課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定される浸水リスクの周知</td> <td> <p>○国交省では、想定しうる最大規模の降雨（年超過確率1/1,000程度）による洪水を想定した浸水想定区域図を公表している</p> <p>○府県管理河川では、水防法の規定により指定された全ての河川等で想定最大規模降雨および計画規模降雨の外力を対象とした浸水想定区域図を公表している</p> <p>○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している</p> <p>※公表当時、超過洪水が発生した時においても壊滅的な被害を回避するため、東海地方で甚大な被害をもたらした平成12年9月東海豪雨規模に相当する雨を想定。</p> </td> <td> <p>●浸水エリアの認識や周知が不足している</p> <p>●想定最大外力規模の洪水が発生した場合の浸水エリア、迅速な避難を必要とする倒壊家屋の危険エリア及び生活回復の目安となる浸水の継続時間が分からない地域がある</p> </td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。</p>	項目	○現状 と ●課題		想定される浸水リスクの周知	<p>○国交省では、想定しうる最大規模の降雨（年超過確率1/1,000程度）による洪水を想定した浸水想定区域図を公表している</p> <p>○府県管理河川では、水防法の規定により指定された全ての河川等で想定最大規模降雨および計画規模降雨の外力を対象とした浸水想定区域図を公表している</p> <p>○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している</p> <p>※公表当時、超過洪水が発生した時においても壊滅的な被害を回避するため、東海地方で甚大な被害をもたらした平成12年9月東海豪雨規模に相当する雨を想定。</p>	<p>●浸水エリアの認識や周知が不足している</p> <p>●想定最大外力規模の洪水が発生した場合の浸水エリア、迅速な避難を必要とする倒壊家屋の危険エリア及び生活回復の目安となる浸水の継続時間が分からない地域がある</p>	A	<p>12. 目標年次修正</p> <p>13. 時点更新</p> <p>14. 【観点①】各府県で浸水想定区域図を策定している河川の状況が異なるため「水防法の規定により指定された全ての河川等」という表記に現状を更新（※各機関へのアンケートにて三重県、京都府、奈良県より意見あり）</p>
項目	○現状 と ●課題																
想定される浸水リスクの周知	<p>○国交省では、淀川水系において甚大な被害を与えた昭和28年9月（名張川流域は昭和34年9月）洪水時の2日間総雨量の2倍（※）を想定した浸水想定区域図を公表している</p> <p>○府県管理河川では、水位周知河川の想定最大規模降雨および計画規模降雨の外力を対象とした浸水想定区域図を公表している</p> <p>○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している</p> <p>※公表当時、超過洪水が発生した時においても壊滅的な被害を回避するため、東海地方で甚大な被害をもたらした平成12年9月東海豪雨規模に相当する雨を想定。</p>	<p>●浸水エリアの認識や周知が不足している</p> <p>●想定最大外力規模の洪水が発生した場合の浸水エリア、迅速な避難を必要とする倒壊家屋の危険エリア及び生活回復の目安となる浸水の継続時間が分からない地域がある</p>	A														
項目	○現状 と ●課題																
想定される浸水リスクの周知	<p>○国交省では、想定しうる最大規模の降雨（年超過確率1/1,000程度）による洪水を想定した浸水想定区域図を公表している</p> <p>○府県管理河川では、水防法の規定により指定された全ての河川等で想定最大規模降雨および計画規模降雨の外力を対象とした浸水想定区域図を公表している</p> <p>○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している</p> <p>※公表当時、超過洪水が発生した時においても壊滅的な被害を回避するため、東海地方で甚大な被害をもたらした平成12年9月東海豪雨規模に相当する雨を想定。</p>	<p>●浸水エリアの認識や周知が不足している</p> <p>●想定最大外力規模の洪水が発生した場合の浸水エリア、迅速な避難を必要とする倒壊家屋の危険エリア及び生活回復の目安となる浸水の継続時間が分からない地域がある</p>	A														

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容
1	※現状：○、課題：●（以下同様）		
2	※現状：○、課題：●（以下同様）		
3	※現状：○、課題：●（以下同様）		
4	※現状：○、課題：●（以下同様）		
5	※現状：○、課題：●（以下同様）		
6	※現状：○、課題：●（以下同様）		
7	※現状：○、課題：●（以下同様）		
8	※現状：○、課題：●（以下同様）		
9	※現状：○、課題：●（以下同様）		
10	※現状：○、課題：●（以下同様）		
11	※現状：○、課題：●（以下同様）		
12	※現状：○、課題：●（以下同様）		
13	※現状：○、課題：●（以下同様）		
14	※現状：○、課題：●（以下同様）		
15	※現状：○、課題：●（以下同様）		
16	※現状：○、課題：●（以下同様）		
17	※現状：○、課題：●（以下同様）		
18	※現状：○、課題：●（以下同様）		
19	※現状：○、課題：●（以下同様）		
20	※現状：○、課題：●（以下同様）		
21	※現状：○、課題：●（以下同様）		
22	※現状：○、課題：●（以下同様）		
23	※現状：○、課題：●（以下同様）		
24	※現状：○、課題：●（以下同様）		
25	※現状：○、課題：●（以下同様）		
26	※現状：○、課題：●（以下同様）		
27	※現状：○、課題：●（以下同様）		
28	※現状：○、課題：●（以下同様）		
29	※現状：○、課題：●（以下同様）		
30	※現状：○、課題：●（以下同様）		
31	※現状：○、課題：●（以下同様）		
32	※現状：○、課題：●（以下同様）		
33	※現状：○、課題：●（以下同様）		
34	※現状：○、課題：●（以下同様）		
35	※現状：○、課題：●（以下同様）		
36	※現状：○、課題：●（以下同様）		

項目	○現状 と ●課題	
避難指示等の発令について	○国交省と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている	
	○府県管理河川（洪水予報河川・水位周知河川）では、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている	
	○水機構では、ダムのゲート放流開始時、洪水調節時等に関係機関へ放流通知を行うとともに、一般住民に向けてサイレン・スピーカー放送により周知を行っている	
	○災害発生の恐れがある場合には、国交省事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている	
	○令和3年に災害対策基本法が改正され、「避難情報に関するガイドライン」が公表された	
	●避難指示が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される	B
	●空振りの避難指示が多発した場合に信憑性が薄れる	
	●災害時に多機関が連携する行動計画の策定が十分なされていない	
	●避難所の設営において、感染症対策に対する考慮が必要である	C
	●現状の洪水予報文では、対象区域・切迫感が伝わりにくい（令和2年度までに解消済み）	

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。

項目	○現状 と ●課題	
避難指示等の発令について	○国交省と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている	
	○府県管理河川（洪水予報河川・水位周知河川）では、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている	
	○水機構では、ダムのゲート放流開始時、洪水調節時等に関係機関へ放流通知を行うとともに、一般住民に向けてサイレン・スピーカー放送により周知を行っている	
	○災害発生の恐れがある場合には、 河川管理者等 から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている	
	○令和3年に災害対策基本法が改正され、「避難情報に関するガイドライン」が公表された	
	○流域単位の市町村を対象とした木津川上流域タイムラインを作成し、出水時には水防テレビコミュニケーション会議等の行動を実施している	
	●避難指示が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される	B
	●空振りの避難指示が多発した場合に信憑性が薄れる	
	●災害時に多機関が連携する行動計画の 実効性確保が必要	
	●避難所の設営において、感染症対策に対する考慮が必要である	C
	●現状の洪水予報文では、対象区域・切迫感が伝わりにくい（令和2年度までに解消済み）	

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。

- 15. 【観点①】 県事務所長からの情報伝達の一部地域で行われていることを鑑み、国交省・県のそれを包括する「河川管理者」という記載に変更（※各機関へのアンケートにて三重県より意見あり）
- 16. 【観点①】 令和5年5月の減災対策協議会にて流域タイムラインを作成したため現状を追加（※過年度協議会の取組より）
- 17. 【観点①】 流域タイムライン作成により「行動計画の策定」はなされたが、実効性確保に取り組む必要があるため、記載を変更（※各機関へのアンケートにて三重県より意見あり）

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容																																				
1	※現状：○、課題：●（以下同様）																																						
2	※現状：○、課題：●（以下同様）																																						
3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">○現状 と ●課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">避難場所、避難経路について</td> <td colspan="2">○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している ○避難経路については、自主防災組織・住民に委ねている</td> </tr> <tr> <td>●新しく設定された浸水想定区域図（外水氾濫、内水氾濫）をもとにハザードマップの情報を更新する必要がある ●住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所が必要である</td> <td style="text-align: center;">D</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住民等への情報伝達の体制や方法について</td> <td colspan="2">○防災行政無線を整備している ○避難指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、自治体職員・消防団員等による巡回等により住民へ伝達する ○防災情報メール、防災ラジオにより情報を発信している ○降雨予測や洪水予測、水位に関する情報が充実してきている</td> </tr> <tr> <td>●住民に対し切迫感が伝わっていない ●住民の防災意識・知識が十分でない ●豪雨時には、防災行政無線や広報車からの避難情報放送が聞こえにくい ●避難に資する情報を確実に発信する必要がある</td> <td style="text-align: center;">E</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難誘導體制について</td> <td colspan="2">○指定避難所の表示板を設置している</td> </tr> <tr> <td>●高齢者に配慮した避難計画となっていない ●夜間などの避難指示発令時期のタイミングが難しい ●要配慮者などの避難誘導體制が確保されていない</td> <td style="text-align: center;">F</td> </tr> </tbody> </table>	項目	○現状 と ●課題		避難場所、避難経路について	○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している ○避難経路については、自主防災組織・住民に委ねている		●新しく設定された浸水想定区域図（外水氾濫、内水氾濫）をもとにハザードマップの情報を更新する必要がある ●住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所が必要である	D	住民等への情報伝達の体制や方法について	○防災行政無線を整備している ○避難指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、自治体職員・消防団員等による巡回等により住民へ伝達する ○防災情報メール、防災ラジオにより情報を発信している ○降雨予測や洪水予測、水位に関する情報が充実してきている		●住民に対し切迫感が伝わっていない ●住民の防災意識・知識が十分でない ●豪雨時には、防災行政無線や広報車からの避難情報放送が聞こえにくい ●避難に資する情報を確実に発信する必要がある	E	避難誘導體制について	○指定避難所の表示板を設置している		●高齢者に配慮した避難計画となっていない ●夜間などの避難指示発令時期のタイミングが難しい ●要配慮者などの避難誘導體制が確保されていない	F	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">○現状 と ●課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">避難場所、避難経路について</td> <td colspan="2">○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している ○一部地域では、内水ハザードマップを公表している ○避難経路については、自主防災組織・住民に委ねている</td> </tr> <tr> <td>●新しく設定された浸水想定区域図（外水氾濫、内水氾濫）をもとにハザードマップの情報を更新する必要がある ●住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所が必要である</td> <td style="text-align: center;">D</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住民等への情報伝達の体制や方法について</td> <td colspan="2">○防災行政無線を整備している ○避難指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、自治体職員・消防団員等による巡回等により住民へ伝達する ○防災情報メール、防災ラジオにより情報を発信している ○降雨予測や洪水予測、水位に関する情報が充実してきている</td> </tr> <tr> <td>●住民に対し切迫感が伝わっていない ●住民の防災意識・知識が十分でない ●豪雨時には、防災行政無線や広報車からの避難情報放送が聞こえにくい ●避難に資する情報を確実に発信する必要がある</td> <td style="text-align: center;">E</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難誘導體制について</td> <td colspan="2">○指定避難所の表示板を設置している ○一部地域では個別避難計画の策定が進んでいる</td> </tr> <tr> <td>●高齢者に配慮した避難計画となっていない ●夜間などの避難指示発令時期のタイミングが難しい ●一部市町村では、要配慮者などの避難誘導體制のための計画策定は進んでいるが、実効性確保のための取組が必要</td> <td style="text-align: center;">F</td> </tr> </tbody> </table>	項目	○現状 と ●課題		避難場所、避難経路について	○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している ○一部地域では、内水ハザードマップを公表している ○避難経路については、自主防災組織・住民に委ねている		●新しく設定された浸水想定区域図（外水氾濫、内水氾濫）をもとにハザードマップの情報を更新する必要がある ●住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所が必要である	D	住民等への情報伝達の体制や方法について	○防災行政無線を整備している ○避難指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、自治体職員・消防団員等による巡回等により住民へ伝達する ○防災情報メール、防災ラジオにより情報を発信している ○降雨予測や洪水予測、水位に関する情報が充実してきている		●住民に対し切迫感が伝わっていない ●住民の防災意識・知識が十分でない ●豪雨時には、防災行政無線や広報車からの避難情報放送が聞こえにくい ●避難に資する情報を確実に発信する必要がある	E	避難誘導體制について	○指定避難所の表示板を設置している ○一部地域では個別避難計画の策定が進んでいる		●高齢者に配慮した避難計画となっていない ●夜間などの避難指示発令時期のタイミングが難しい ●一部市町村では、要配慮者などの避難誘導體制のための計画策定は進んでいるが、実効性確保のための取組が必要	F	<p>18. 【観点①】新たに内水ハザードマップに関する現状が構成機関から挙げられたため、新規追加（※各機関へのアンケートにて伊賀市より意見あり）</p> <p>19. 【観点①】新たに個別避難計画の策定について構成機関から現状の報告があったため、新規追加（※各機関へのアンケートにて伊賀市、笠置町より意見あり）</p> <p>20. 【観点①】一部地域では要配慮者利用施設の避難訓練実施数が少ないことを反映</p>
項目	○現状 と ●課題																																						
避難場所、避難経路について	○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している ○避難経路については、自主防災組織・住民に委ねている																																						
	●新しく設定された浸水想定区域図（外水氾濫、内水氾濫）をもとにハザードマップの情報を更新する必要がある ●住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所が必要である	D																																					
住民等への情報伝達の体制や方法について	○防災行政無線を整備している ○避難指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、自治体職員・消防団員等による巡回等により住民へ伝達する ○防災情報メール、防災ラジオにより情報を発信している ○降雨予測や洪水予測、水位に関する情報が充実してきている																																						
	●住民に対し切迫感が伝わっていない ●住民の防災意識・知識が十分でない ●豪雨時には、防災行政無線や広報車からの避難情報放送が聞こえにくい ●避難に資する情報を確実に発信する必要がある	E																																					
避難誘導體制について	○指定避難所の表示板を設置している																																						
	●高齢者に配慮した避難計画となっていない ●夜間などの避難指示発令時期のタイミングが難しい ●要配慮者などの避難誘導體制が確保されていない	F																																					
項目	○現状 と ●課題																																						
避難場所、避難経路について	○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している ○一部地域では、内水ハザードマップを公表している ○避難経路については、自主防災組織・住民に委ねている																																						
	●新しく設定された浸水想定区域図（外水氾濫、内水氾濫）をもとにハザードマップの情報を更新する必要がある ●住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所が必要である	D																																					
住民等への情報伝達の体制や方法について	○防災行政無線を整備している ○避難指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、自治体職員・消防団員等による巡回等により住民へ伝達する ○防災情報メール、防災ラジオにより情報を発信している ○降雨予測や洪水予測、水位に関する情報が充実してきている																																						
	●住民に対し切迫感が伝わっていない ●住民の防災意識・知識が十分でない ●豪雨時には、防災行政無線や広報車からの避難情報放送が聞こえにくい ●避難に資する情報を確実に発信する必要がある	E																																					
避難誘導體制について	○指定避難所の表示板を設置している ○一部地域では個別避難計画の策定が進んでいる																																						
	●高齢者に配慮した避難計画となっていない ●夜間などの避難指示発令時期のタイミングが難しい ●一部市町村では、要配慮者などの避難誘導體制のための計画策定は進んでいるが、実効性確保のための取組が必要	F																																					
25	※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。																																						
26	※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。																																						
27																																							
28																																							
29																																							
30																																							
31																																							
32																																							
33																																							
34																																							
35																																							
36																																							

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容																											
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="463 306 676 394">避難に関する啓発活動について</td> <td data-bbox="676 306 1344 394">○義務教育に防災に関するカリキュラムを組み込んでいる自治体もある</td> <td data-bbox="1344 306 1433 394"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="676 394 1344 483">●水害経験の無い世代への水防災意識の伝承が十分でない</td> <td data-bbox="1344 394 1433 483">G</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="676 483 1344 529">●住民一人一人が避難について考える必要がある</td> <td data-bbox="1344 483 1433 529"></td> </tr> </table>	避難に関する啓発活動について	○義務教育に防災に関するカリキュラムを組み込んでいる自治体もある			●水害経験の無い世代への水防災意識の伝承が十分でない	G		●住民一人一人が避難について考える必要がある		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1540 306 1754 394">避難に関する啓発活動について</td> <td data-bbox="1754 306 2421 394">○義務教育に防災に関するカリキュラムを組み込んでいる自治体もある</td> <td data-bbox="2421 306 2510 394"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1754 394 2421 483">○一部地域で浸水深等を表示したまるごとまちごとハザードマップ設置を進めている</td> <td data-bbox="2421 394 2510 483"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1754 483 2421 571">○一部地域でマイタイムラインやマイ防災マップの作成支援を実施している</td> <td data-bbox="2421 483 2510 571"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1754 571 2421 659">●水害経験の無い世代への水防災意識の伝承が十分でない</td> <td data-bbox="2421 571 2510 659">G</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1754 659 2421 705">●住民一人一人が避難について考える必要がある</td> <td data-bbox="2421 659 2510 705"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1754 705 2421 751">●防災啓発活動実施のための人材が不足している</td> <td data-bbox="2421 705 2510 751"></td> </tr> </table> <p data-bbox="1644 772 2534 848">※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。</p>	避難に関する啓発活動について	○義務教育に防災に関するカリキュラムを組み込んでいる自治体もある			○一部地域で浸水深等を表示したまるごとまちごとハザードマップ設置を進めている			○一部地域でマイタイムラインやマイ防災マップの作成支援を実施している			●水害経験の無い世代への水防災意識の伝承が十分でない	G		●住民一人一人が避難について考える必要がある			●防災啓発活動実施のための人材が不足している		<p data-bbox="2576 348 2792 541">21. 【観点①】協議会にてまるごとまちごとハザードマップに注力している現状を踏まえ、現状を新規追加</p> <p data-bbox="2576 590 2792 783">22. 【観点①】協議会にてマイタイムラインに注力している現状を踏まえ、現状を新規追加</p> <p data-bbox="2576 831 2792 1117">23. 【観点①】防災啓発活動における人材不足が取組上の課題として挙げられたため、課題を追加（※各機関へのアンケートにて宇陀市より意見あり）</p>
避難に関する啓発活動について	○義務教育に防災に関するカリキュラムを組み込んでいる自治体もある																													
	●水害経験の無い世代への水防災意識の伝承が十分でない	G																												
	●住民一人一人が避難について考える必要がある																													
避難に関する啓発活動について	○義務教育に防災に関するカリキュラムを組み込んでいる自治体もある																													
	○一部地域で浸水深等を表示したまるごとまちごとハザードマップ設置を進めている																													
	○一部地域でマイタイムラインやマイ防災マップの作成支援を実施している																													
	●水害経験の無い世代への水防災意識の伝承が十分でない	G																												
	●住民一人一人が避難について考える必要がある																													
	●防災啓発活動実施のための人材が不足している																													

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容																								
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	<p>② 水防に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="460 304 676 346">項目</th> <th colspan="2" data-bbox="676 304 1433 346">○現状 と ●課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="460 346 676 619">河川の巡視区間について</td> <td colspan="2" data-bbox="676 346 1433 619"> ○出水時において、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している ○自治体・消防団等と、洪水に対しリスクの高い区間の合同巡視を実施している ●対象区間が広範囲であり、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が十分にされていない </td> </tr> <tr> <td data-bbox="460 619 676 1024">市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について</td> <td colspan="2" data-bbox="676 619 1433 1024"> ○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する ○堤防が決壊した場合の想定浸水深等について、事前の確認が十分にできていない施設がある ●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する ●庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される </td> </tr> <tr> <td data-bbox="460 1024 676 1344">水防体制について</td> <td colspan="2" data-bbox="676 1024 1433 1344"> ○自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている ○防災組織の協議会を設置している ○自主防災組織への資機材の補助を行っている ○国と関連自治体が共同で重要水防箇所の点検を行っている ●水防団構成員の高齢化が顕著である ●自主防災組織の組織率が低下している ●連絡体制の不備により出動初動体制が混乱している </td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。</p>	項目	○現状 と ●課題		河川の巡視区間について	○出水時において、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している ○自治体・消防団等と、洪水に対しリスクの高い区間の合同巡視を実施している ●対象区間が広範囲であり、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が十分にされていない		市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する ○堤防が決壊した場合の想定浸水深等について、事前の確認が十分にできていない施設がある ●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する ●庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される		水防体制について	○自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている ○防災組織の協議会を設置している ○自主防災組織への資機材の補助を行っている ○国と関連自治体が共同で重要水防箇所の点検を行っている ●水防団構成員の高齢化が顕著である ●自主防災組織の組織率が低下している ●連絡体制の不備により出動初動体制が混乱している		<p>② 水防に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1537 304 1754 346">項目</th> <th colspan="2" data-bbox="1754 304 2510 346">○現状 と ●課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1537 346 1754 619">河川の巡視区間について</td> <td colspan="2" data-bbox="1754 346 2510 619"> ○出水時において、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している ○自治体・消防団等と、洪水に対しリスクの高い区間の合同巡視を実施している ●対象区間が広範囲であり、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が十分にされていない </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 619 1754 1024">市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について</td> <td colspan="2" data-bbox="1754 619 2510 1024"> ○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する ○堤防が決壊した場合の想定浸水深等について、事前の確認が十分にできていない施設がある ●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する ●庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 1024 1754 1344">水防体制について</td> <td colspan="2" data-bbox="1754 1024 2510 1344"> ○自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている ○防災組織の協議会を設置している ○自主防災組織への資機材の補助を行っている ○国と関連自治体が共同で重要水防箇所の点検を行っている ●水防団構成員の高齢化が顕著である ●自主防災組織の組織率が低下している ●連絡体制の不備により出動初動体制が混乱している </td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。</p>	項目	○現状 と ●課題		河川の巡視区間について	○出水時において、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している ○自治体・消防団等と、洪水に対しリスクの高い区間の合同巡視を実施している ●対象区間が広範囲であり、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が十分にされていない		市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する ○堤防が決壊した場合の想定浸水深等について、事前の確認が十分にできていない施設がある ●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する ●庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される		水防体制について	○自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている ○防災組織の協議会を設置している ○自主防災組織への資機材の補助を行っている ○国と関連自治体が共同で重要水防箇所の点検を行っている ●水防団構成員の高齢化が顕著である ●自主防災組織の組織率が低下している ●連絡体制の不備により出動初動体制が混乱している		
項目	○現状 と ●課題																										
河川の巡視区間について	○出水時において、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している ○自治体・消防団等と、洪水に対しリスクの高い区間の合同巡視を実施している ●対象区間が広範囲であり、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が十分にされていない																										
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する ○堤防が決壊した場合の想定浸水深等について、事前の確認が十分にできていない施設がある ●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する ●庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される																										
水防体制について	○自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている ○防災組織の協議会を設置している ○自主防災組織への資機材の補助を行っている ○国と関連自治体が共同で重要水防箇所の点検を行っている ●水防団構成員の高齢化が顕著である ●自主防災組織の組織率が低下している ●連絡体制の不備により出動初動体制が混乱している																										
項目	○現状 と ●課題																										
河川の巡視区間について	○出水時において、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している ○自治体・消防団等と、洪水に対しリスクの高い区間の合同巡視を実施している ●対象区間が広範囲であり、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が十分にされていない																										
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する ○堤防が決壊した場合の想定浸水深等について、事前の確認が十分にできていない施設がある ●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する ●庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される																										
水防体制について	○自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている ○防災組織の協議会を設置している ○自主防災組織への資機材の補助を行っている ○国と関連自治体が共同で重要水防箇所の点検を行っている ●水防団構成員の高齢化が顕著である ●自主防災組織の組織率が低下している ●連絡体制の不備により出動初動体制が混乱している																										

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容																																					
1	③ 氾濫水の排水に関する事項		③ 氾濫水の排水に関する事項																																					
2	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="463 296 670 338">項目</th> <th colspan="2" data-bbox="670 296 1433 338">○現状 と ●課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="463 338 670 751">氾濫水の排水について</td> <td colspan="2" data-bbox="670 338 1433 751"> <p>○国交省では、浸水発生時に排水ポンプ車等を投入し、宅地及び公共施設等の浸水被害長期化を軽減させる</p> <p>○氾濫水を迅速に排水するため、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画が作成されている</p> <p>○水機構が所有する排水ポンプ車、可搬式浄水装置等の貸与及び職員派遣等の支援を行う</p> <p>○可搬式ポンプ等を整備している自治体もある</p> <p>○ほとんどの自治体で水路以外の治水施設は整備していない</p> <p>○浸水想定区域内の土地利用制限等は行われていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="463 751 670 890"></td> <td data-bbox="670 751 1347 890"> <p>●作成した排水計画を確認する機会が必要である</p> <p>●ボランティア活動等の支援活動の効率的な運用（活用）が出来ていない</p> </td> <td data-bbox="1347 751 1433 890">L</td> </tr> <tr> <td data-bbox="463 890 670 1068"></td> <td data-bbox="670 890 1347 1068"> <p>●各自治体の地形条件に応じた排水施設の整備が必要である</p> <p>●必要に応じて、浸水想定区域内の土地利用制限やリスク説明等の措置が必要である</p> </td> <td data-bbox="1347 890 1433 1068">M</td> </tr> <tr> <td data-bbox="463 1068 670 1161">水防資機材の整備状況について</td> <td colspan="2" data-bbox="670 1068 1433 1161">○庁舎、国交省事務所・出張所・防災ステーション等に水防資機材を備蓄している</td> </tr> <tr> <td data-bbox="463 1161 670 1339"></td> <td data-bbox="670 1161 1347 1339"> <p>●資機材の過不足の確認ができていないため、資機材の補充等が的確に行われていない懸念がある</p> <p>●国交省と自治体・水機構の非常時の相互支援方法が十分確認されていない</p> </td> <td data-bbox="1347 1161 1433 1339">N</td> </tr> </tbody> </table>		項目	○現状 と ●課題		氾濫水の排水について	<p>○国交省では、浸水発生時に排水ポンプ車等を投入し、宅地及び公共施設等の浸水被害長期化を軽減させる</p> <p>○氾濫水を迅速に排水するため、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画が作成されている</p> <p>○水機構が所有する排水ポンプ車、可搬式浄水装置等の貸与及び職員派遣等の支援を行う</p> <p>○可搬式ポンプ等を整備している自治体もある</p> <p>○ほとんどの自治体で水路以外の治水施設は整備していない</p> <p>○浸水想定区域内の土地利用制限等は行われていない</p>			<p>●作成した排水計画を確認する機会が必要である</p> <p>●ボランティア活動等の支援活動の効率的な運用（活用）が出来ていない</p>	L		<p>●各自治体の地形条件に応じた排水施設の整備が必要である</p> <p>●必要に応じて、浸水想定区域内の土地利用制限やリスク説明等の措置が必要である</p>	M	水防資機材の整備状況について	○庁舎、国交省事務所・出張所・防災ステーション等に水防資機材を備蓄している			<p>●資機材の過不足の確認ができていないため、資機材の補充等が的確に行われていない懸念がある</p> <p>●国交省と自治体・水機構の非常時の相互支援方法が十分確認されていない</p>	N	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1537 296 1745 338">項目</th> <th colspan="2" data-bbox="1745 296 2507 338">○現状 と ●課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1537 338 1745 751">氾濫水の排水について</td> <td colspan="2" data-bbox="1745 338 2507 751"> <p>○国交省では、浸水発生時に排水ポンプ車等を投入し、宅地及び公共施設等の浸水被害長期化を軽減させる</p> <p>○氾濫水を迅速に排水するため、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画が作成されている</p> <p>○水機構が所有する排水ポンプ車、可搬式浄水装置等の貸与及び職員派遣等の支援を行う</p> <p>○可搬式ポンプ等を整備している自治体もある</p> <p>○ほとんどの自治体で水路以外の治水施設は整備していない</p> <p>○浸水想定区域内の土地利用制限等は行われていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 751 1745 890"></td> <td data-bbox="1745 751 2430 890"> <p>●作成した排水計画を確認する機会が必要である</p> <p>●ボランティア活動等の支援活動の効率的な運用（活用）が出来ていない</p> </td> <td data-bbox="2430 751 2507 890">L</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 890 1745 1068"></td> <td data-bbox="1745 890 2430 1068"> <p>●各自治体の地形条件に応じた排水施設の整備が必要である</p> <p>●必要に応じて、浸水想定区域内の土地利用制限やリスク説明等の措置が必要である</p> </td> <td data-bbox="2430 890 2507 1068">M</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 1068 1745 1161">水防資機材の整備状況について</td> <td colspan="2" data-bbox="1745 1068 2507 1161">○庁舎、国交省事務所・出張所・防災ステーション等に水防資機材を備蓄している</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 1161 1745 1339"></td> <td data-bbox="1745 1161 2430 1339"> <p>●資機材の過不足の確認ができていないため、資機材の補充等が的確に行われていない懸念がある</p> <p>●国交省と自治体・水機構の非常時の相互支援方法が十分確認されていない</p> </td> <td data-bbox="2430 1161 2507 1339">N</td> </tr> </tbody> </table>	項目	○現状 と ●課題		氾濫水の排水について	<p>○国交省では、浸水発生時に排水ポンプ車等を投入し、宅地及び公共施設等の浸水被害長期化を軽減させる</p> <p>○氾濫水を迅速に排水するため、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画が作成されている</p> <p>○水機構が所有する排水ポンプ車、可搬式浄水装置等の貸与及び職員派遣等の支援を行う</p> <p>○可搬式ポンプ等を整備している自治体もある</p> <p>○ほとんどの自治体で水路以外の治水施設は整備していない</p> <p>○浸水想定区域内の土地利用制限等は行われていない</p>			<p>●作成した排水計画を確認する機会が必要である</p> <p>●ボランティア活動等の支援活動の効率的な運用（活用）が出来ていない</p>	L		<p>●各自治体の地形条件に応じた排水施設の整備が必要である</p> <p>●必要に応じて、浸水想定区域内の土地利用制限やリスク説明等の措置が必要である</p>	M	水防資機材の整備状況について	○庁舎、国交省事務所・出張所・防災ステーション等に水防資機材を備蓄している			<p>●資機材の過不足の確認ができていないため、資機材の補充等が的確に行われていない懸念がある</p> <p>●国交省と自治体・水機構の非常時の相互支援方法が十分確認されていない</p>	N	
項目	○現状 と ●課題																																							
氾濫水の排水について	<p>○国交省では、浸水発生時に排水ポンプ車等を投入し、宅地及び公共施設等の浸水被害長期化を軽減させる</p> <p>○氾濫水を迅速に排水するため、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画が作成されている</p> <p>○水機構が所有する排水ポンプ車、可搬式浄水装置等の貸与及び職員派遣等の支援を行う</p> <p>○可搬式ポンプ等を整備している自治体もある</p> <p>○ほとんどの自治体で水路以外の治水施設は整備していない</p> <p>○浸水想定区域内の土地利用制限等は行われていない</p>																																							
	<p>●作成した排水計画を確認する機会が必要である</p> <p>●ボランティア活動等の支援活動の効率的な運用（活用）が出来ていない</p>	L																																						
	<p>●各自治体の地形条件に応じた排水施設の整備が必要である</p> <p>●必要に応じて、浸水想定区域内の土地利用制限やリスク説明等の措置が必要である</p>	M																																						
水防資機材の整備状況について	○庁舎、国交省事務所・出張所・防災ステーション等に水防資機材を備蓄している																																							
	<p>●資機材の過不足の確認ができていないため、資機材の補充等が的確に行われていない懸念がある</p> <p>●国交省と自治体・水機構の非常時の相互支援方法が十分確認されていない</p>	N																																						
項目	○現状 と ●課題																																							
氾濫水の排水について	<p>○国交省では、浸水発生時に排水ポンプ車等を投入し、宅地及び公共施設等の浸水被害長期化を軽減させる</p> <p>○氾濫水を迅速に排水するため、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画が作成されている</p> <p>○水機構が所有する排水ポンプ車、可搬式浄水装置等の貸与及び職員派遣等の支援を行う</p> <p>○可搬式ポンプ等を整備している自治体もある</p> <p>○ほとんどの自治体で水路以外の治水施設は整備していない</p> <p>○浸水想定区域内の土地利用制限等は行われていない</p>																																							
	<p>●作成した排水計画を確認する機会が必要である</p> <p>●ボランティア活動等の支援活動の効率的な運用（活用）が出来ていない</p>	L																																						
	<p>●各自治体の地形条件に応じた排水施設の整備が必要である</p> <p>●必要に応じて、浸水想定区域内の土地利用制限やリスク説明等の措置が必要である</p>	M																																						
水防資機材の整備状況について	○庁舎、国交省事務所・出張所・防災ステーション等に水防資機材を備蓄している																																							
	<p>●資機材の過不足の確認ができていないため、資機材の補充等が的確に行われていない懸念がある</p> <p>●国交省と自治体・水機構の非常時の相互支援方法が十分確認されていない</p>	N																																						
3																																								
4																																								
5																																								
6																																								
7																																								
8																																								
9																																								
10																																								
11																																								
12																																								
13																																								
14																																								
15																																								
16																																								
17																																								
18																																								
19																																								
20																																								
21																																								
22																																								
23																																								
24																																								
25																																								
26																																								
27																																								
28																																								
29																																								
30																																								
31																																								
32																																								
33																																								
34																																								
35																																								
36																																								

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容			
1	④ 重要施設等の耐水化・長寿命化に関する事項					
2	<table border="1" data-bbox="463 296 1433 338"> <thead> <tr> <th data-bbox="463 296 676 338">項目</th> <th colspan="2" data-bbox="676 296 1433 338">○現状 と ●課題</th> </tr> </thead> </table>		項目	○現状 と ●課題		
項目	○現状 と ●課題					
3	<table border="1" data-bbox="463 338 1433 380"> <tr> <td data-bbox="463 338 676 380" rowspan="2"> 庁舎、重要施設 の耐水化や、河 川管理施設・砂 防施設の長寿命 化について </td> <td colspan="2" data-bbox="676 338 1433 380"> ○自治体の庁舎が耐水化されていない ○庁舎の電源設備が浸水するフロアにある自治体がある ○河川管理施設や砂防施設の整備は進んでいるが、更新時期が近づいている施設は安全性に問題がある </td> </tr> </table>		庁舎、重要施設 の耐水化や、河 川管理施設・砂 防施設の長寿命 化について	○自治体の庁舎が耐水化されていない ○庁舎の電源設備が浸水するフロアにある自治体がある ○河川管理施設や砂防施設の整備は進んでいるが、更新時期が近づいている施設は安全性に問題がある		
庁舎、重要施設 の耐水化や、河 川管理施設・砂 防施設の長寿命 化について	○自治体の庁舎が耐水化されていない ○庁舎の電源設備が浸水するフロアにある自治体がある ○河川管理施設や砂防施設の整備は進んでいるが、更新時期が近づいている施設は安全性に問題がある					
	4	<table border="1" data-bbox="463 380 1433 422"> <tr> <td data-bbox="463 380 676 422"></td> <td data-bbox="676 380 1347 422"> ●自治体庁舎や重要施設の電源設備を浸水しないフロアに移設する必要がある ●整備した河川管理施設や砂防施設を安全に運用し続ける必要がある </td> <td data-bbox="1347 380 1433 422">0</td> </tr> </table>			●自治体庁舎や重要施設の電源設備を浸水しないフロアに移設する必要がある ●整備した河川管理施設や砂防施設を安全に運用し続ける必要がある	0
	●自治体庁舎や重要施設の電源設備を浸水しないフロアに移設する必要がある ●整備した河川管理施設や砂防施設を安全に運用し続ける必要がある	0				
5	<p data-bbox="581 422 1433 464">※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。</p>					
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容																											
1	⑤ 河川管理施設の整備に関する事項		⑤ 河川管理施設の整備に関する事項																											
2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">○現状 と ●課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">堤防等河川管理施設の整備について</td> <td colspan="2">○過去の浸水被害などを踏まえて、河川改修を実施してきている</td> </tr> <tr> <td>●洪水の流下に対して、河積が狭小な区間がある</td> <td>P</td> </tr> <tr> <td>●洪水を河川内で安全に流すための対策が必要である</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>●完成された堤防とするには時間、費用を要するため、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも伸ばす必要がある（令和2年度までに解消済み）</td> <td>Q</td> </tr> </tbody> </table>		項目	○現状 と ●課題		堤防等河川管理施設の整備について	○過去の浸水被害などを踏まえて、河川改修を実施してきている		●洪水の流下に対して、河積が狭小な区間がある	P	●洪水を河川内で安全に流すための対策が必要である			●完成された堤防とするには時間、費用を要するため、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも伸ばす必要がある（令和2年度までに解消済み）	Q	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">○現状 と ●課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">堤防等河川管理施設の整備について</td> <td colspan="2">○過去の浸水被害などを踏まえて、河川改修を実施してきている</td> </tr> <tr> <td>●洪水の流下に対して、河積が狭小な区間がある</td> <td>P</td> </tr> <tr> <td>●洪水を河川内で安全に流すための対策が必要である</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>●完成された堤防とするには時間、費用を要するため、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも伸ばす必要がある（令和2年度までに解消済み）</td> <td>Q</td> </tr> </tbody> </table>		項目	○現状 と ●課題		堤防等河川管理施設の整備について	○過去の浸水被害などを踏まえて、河川改修を実施してきている		●洪水の流下に対して、河積が狭小な区間がある	P	●洪水を河川内で安全に流すための対策が必要である			●完成された堤防とするには時間、費用を要するため、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも伸ばす必要がある（令和2年度までに解消済み）	Q
項目	○現状 と ●課題																													
堤防等河川管理施設の整備について	○過去の浸水被害などを踏まえて、河川改修を実施してきている																													
	●洪水の流下に対して、河積が狭小な区間がある	P																												
	●洪水を河川内で安全に流すための対策が必要である																													
	●完成された堤防とするには時間、費用を要するため、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも伸ばす必要がある（令和2年度までに解消済み）	Q																												
項目	○現状 と ●課題																													
堤防等河川管理施設の整備について	○過去の浸水被害などを踏まえて、河川改修を実施してきている																													
	●洪水の流下に対して、河積が狭小な区間がある	P																												
	●洪水を河川内で安全に流すための対策が必要である																													
	●完成された堤防とするには時間、費用を要するため、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも伸ばす必要がある（令和2年度までに解消済み）	Q																												
3	※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。		※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。																											
4	⑥ 内水対策や流出抑制に関する事項		⑥ 内水対策や流出抑制に関する事項																											
5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">○現状 と ●課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">流出抑制について</td> <td colspan="2">○あらゆる関係者が連携して治水に取り組む「流域治水」が推進されている</td> </tr> <tr> <td>●内水氾濫による浸水害を軽減する必要がある</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>●河川内に流下する洪水や土砂・流木を抑制する必要がある</td> <td>S</td> </tr> </tbody> </table>		項目	○現状 と ●課題		流出抑制について	○あらゆる関係者が連携して治水に取り組む「流域治水」が推進されている		●内水氾濫による浸水害を軽減する必要がある	R	●河川内に流下する洪水や土砂・流木を抑制する必要がある	S	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">○現状 と ●課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">流出抑制について</td> <td colspan="2">○あらゆる関係者が連携して治水に取り組む「流域治水」が推進されている</td> </tr> <tr> <td>●内水氾濫による浸水害を軽減する必要がある</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>●河川内に流下する洪水や土砂・流木を抑制する必要がある</td> <td>S</td> </tr> </tbody> </table>		項目	○現状 と ●課題		流出抑制について	○あらゆる関係者が連携して治水に取り組む「流域治水」が推進されている		●内水氾濫による浸水害を軽減する必要がある	R	●河川内に流下する洪水や土砂・流木を抑制する必要がある	S						
項目	○現状 と ●課題																													
流出抑制について	○あらゆる関係者が連携して治水に取り組む「流域治水」が推進されている																													
	●内水氾濫による浸水害を軽減する必要がある	R																												
	●河川内に流下する洪水や土砂・流木を抑制する必要がある	S																												
項目	○現状 と ●課題																													
流出抑制について	○あらゆる関係者が連携して治水に取り組む「流域治水」が推進されている																													
	●内水氾濫による浸水害を軽減する必要がある	R																												
	●河川内に流下する洪水や土砂・流木を抑制する必要がある	S																												
6	※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。		※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。																											
7																														
8																														
9																														
10																														
11																														
12																														
13																														
14																														
15																														
16																														
17																														
18																														
19																														
20																														
21																														
22																														
23																														
24																														
25																														
26																														
27																														
28																														
29																														
30																														
31																														
32																														
33																														
34																														
35																														
36																														

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容																																																																			
1	(2) 土砂災害に係る現状と課題	(2) 土砂災害に係る現状と課題																																																																				
2	① 情報伝達、避難計画等に関する事項	① 情報伝達、避難計画等に関する事項																																																																				
3	※現状：○、課題：●（以下同様）	※現状：○、課題：●（以下同様）																																																																				
4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>○現状 と ●課題</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">想定される土砂災害リスクの周知について</td> <td>○土砂災害防止法による土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を地域防災計画に反映している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○土砂災害リスクのハザードマップを作成している</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>●基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない区域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●近年に指定されたものが、地域防災計画に反映されていない地区がある</td> <td>U</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●ハザードマップの更新が必要な地区がある</td> <td>V</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土砂災害警戒情報発令から避難判断の情報連絡体制について</td> <td>○府県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発令している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○府県から市町村に土砂災害警戒情報を伝達し、市町村で住民への避難指示等の発令を判断している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○気象台から、報道機関に情報提供を行い、テレビのテロップ等で住民に情報提供している</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>●避難指示が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される</td> <td>W</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●空振りの避難指示が多発した場合に信憑性が薄れる</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	○現状 と ●課題		想定される土砂災害リスクの周知について	○土砂災害防止法による土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定している		○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を地域防災計画に反映している		○土砂災害リスクのハザードマップを作成している			●基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない区域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない	T		●近年に指定されたものが、地域防災計画に反映されていない地区がある	U		●ハザードマップの更新が必要な地区がある	V	土砂災害警戒情報発令から避難判断の情報連絡体制について	○府県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発令している		○府県から市町村に土砂災害警戒情報を伝達し、市町村で住民への避難指示等の発令を判断している		○気象台から、報道機関に情報提供を行い、テレビのテロップ等で住民に情報提供している			●避難指示が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される	W		●空振りの避難指示が多発した場合に信憑性が薄れる		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>○現状 と ●課題</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">想定される土砂災害リスクの周知について</td> <td>○土砂災害防止法による土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を地域防災計画に反映している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○土砂災害リスクのハザードマップを作成している</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○一部地域では、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある避難所等に区域を表示した標識を設置している</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>●基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない区域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●近年に指定されたものが、地域防災計画に反映されていない地区がある</td> <td>U</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●ハザードマップの更新が必要な地区がある</td> <td>V</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土砂災害警戒情報発令から避難判断の情報連絡体制について</td> <td>○府県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報^{※1}を発令している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○府県から市町村に土砂災害警戒情報^{※1}を伝達し、市町村で住民への避難指示等の発令を判断している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○気象台から、報道機関に情報提供を行い、テレビのテロップ等で住民に情報提供している</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>●避難指示が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される</td> <td>W</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●空振りの避難指示が多発した場合に信憑性が薄れる</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	○現状 と ●課題		想定される土砂災害リスクの周知について	○土砂災害防止法による土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定している		○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を地域防災計画に反映している		○土砂災害リスクのハザードマップを作成している			○一部地域では、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある避難所等に区域を表示した標識を設置している			●基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない区域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない	T		●近年に指定されたものが、地域防災計画に反映されていない地区がある	U		●ハザードマップの更新が必要な地区がある	V	土砂災害警戒情報発令から避難判断の情報連絡体制について	○府県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報 ^{※1} を発令している		○府県から市町村に土砂災害警戒情報 ^{※1} を伝達し、市町村で住民への避難指示等の発令を判断している		○気象台から、報道機関に情報提供を行い、テレビのテロップ等で住民に情報提供している			●避難指示が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される	W		●空振りの避難指示が多発した場合に信憑性が薄れる		<p>24. 【観点①】新たに土砂災害警戒区域等の標識について構成機関から現状の報告があったため、新規追加（※各機関へのアンケートにて三重県より意見あり）</p> <p>25. 【観点①】改定時点では記載の表現のままだが、令和8年から防災気象情報の改善により名称が変わることから、表外に注釈を記載（※各機関へのアンケートにて奈良県より意見あり）</p>
項目	○現状 と ●課題																																																																					
想定される土砂災害リスクの周知について	○土砂災害防止法による土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定している																																																																					
	○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を地域防災計画に反映している																																																																					
	○土砂災害リスクのハザードマップを作成している																																																																					
	●基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない区域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない	T																																																																				
	●近年に指定されたものが、地域防災計画に反映されていない地区がある	U																																																																				
	●ハザードマップの更新が必要な地区がある	V																																																																				
土砂災害警戒情報発令から避難判断の情報連絡体制について	○府県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発令している																																																																					
	○府県から市町村に土砂災害警戒情報を伝達し、市町村で住民への避難指示等の発令を判断している																																																																					
	○気象台から、報道機関に情報提供を行い、テレビのテロップ等で住民に情報提供している																																																																					
	●避難指示が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される	W																																																																				
	●空振りの避難指示が多発した場合に信憑性が薄れる																																																																					
項目	○現状 と ●課題																																																																					
想定される土砂災害リスクの周知について	○土砂災害防止法による土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定している																																																																					
	○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を地域防災計画に反映している																																																																					
	○土砂災害リスクのハザードマップを作成している																																																																					
	○一部地域では、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある避難所等に区域を表示した標識を設置している																																																																					
	●基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない区域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない	T																																																																				
	●近年に指定されたものが、地域防災計画に反映されていない地区がある	U																																																																				
	●ハザードマップの更新が必要な地区がある	V																																																																				
土砂災害警戒情報発令から避難判断の情報連絡体制について	○府県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報 ^{※1} を発令している																																																																					
	○府県から市町村に土砂災害警戒情報 ^{※1} を伝達し、市町村で住民への避難指示等の発令を判断している																																																																					
	○気象台から、報道機関に情報提供を行い、テレビのテロップ等で住民に情報提供している																																																																					
	●避難指示が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される	W																																																																				
	●空振りの避難指示が多発した場合に信憑性が薄れる																																																																					
23	※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。	※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。																																																																				
24																																																																						
25																																																																						
26																																																																						
27																																																																						
28																																																																						
29																																																																						
30																																																																						
31																																																																						
32																																																																						
33																																																																						
34																																																																						
35																																																																						
36																																																																						

※1：令和8年度出水期より「レベル4土砂災害危険警報」に名称変更

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			

項目	○現状 と ●課題	
避難判断基準について	○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂警戒情報が発表されて、首長が必要と判断したときに発令している ○近隣で前兆現象などが確認されたときに発令している	
	●避難判断基準が客観的なものになっていない ●土砂災害に関する避難指示等の発令基準の制定が十分でない	X
避難指示の伝達方法について	○防災行政無線、携帯メール、ラジオ、広報車等で伝達周知する	
	●住民に対し切迫感が伝わっていない ●住民の防災意識・知識が十分でない ●豪雨時には、防災行政無線や広報車からの避難情報放送が聞こえにくい ●避難に資する情報を確実に発信する必要がある	Y
要配慮施設等への伝達方法について	○自治会長等を通じて、対象者へ伝達する ○緊急の場合や適切な情報手段がない場合は、支援者等が対象者宅を直接訪問して、情報を伝達する	
	●要配慮者利用施設や要支援者が把握し切れておらず、直接伝達する場合の担当者が決まっていない	Z
避難に関する啓発活動について	○市町担当者を対象に、土砂災害警戒避難ガイドラインなどを説明している ○小学校に出前講座を実施している	
	●土砂災害経験の無い世代への防災意識の伝承が十分でない ●住民一人一人が避難について考える必要がある	AA

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。

項目	○現状 と ●課題	
避難判断基準について	○大雨警報（土砂災害） ^{※1} が発表され、かつ土砂災害警戒情報 ^{※2} が発表されて、首長が必要と判断したときに発令している ○近隣で前兆現象などが確認されたときに発令している	
	●避難判断基準が客観的なものになっていない ●土砂災害に関する避難指示等の発令基準の制定が十分でない	X
避難指示の伝達方法について	○防災行政無線、携帯メール、ラジオ、広報車等で伝達周知する	
	●住民に対し切迫感が伝わっていない ●住民の防災意識・知識が十分でない ●豪雨時には、防災行政無線や広報車からの避難情報放送が聞こえにくい ●避難に資する情報を確実に発信する必要がある	Y
要配慮施設等への伝達方法について	○自治会長等を通じて、対象者へ伝達する ○緊急の場合や適切な情報手段がない場合は、支援者等が対象者宅を直接訪問して、情報を伝達する	
	●要配慮者利用施設や要支援者が把握し切れておらず、直接伝達する場合の担当者が決まっていない	Z
避難に関する啓発活動について	○市町担当者を対象に、土砂災害警戒避難ガイドラインなどを説明している ○小学校での出前講座等、土砂災害リスクの住民への周知を実施している	
	●土砂災害経験の無い世代への防災意識の伝承が十分でない ●住民一人一人が避難について考える必要がある	AA

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。

※1：令和8年度出水期より「レベル3土砂災害警報」に名称変更
 ※2：令和8年度出水期より「レベル4土砂災害危険警報」に名称変更

26. 【観点①】改定時点では記載の表現のままだが、令和8年から防災気象情報の改善により名称が変わることから、表外に注釈を記載（※各機関へのアンケートにて奈良県より意見あり）

27. 誤記修正

28. 【観点①】出前講座に限らず、広く具体的取組内容を捉えられる「住民への周知」について取組機関から報告があったため、新規追加（※各機関へのアンケートにて奈良県より意見あり）

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容															
1	② 防災に関する事項																	
2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>○現状 と ●課題</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 4 5 6 7</td> <td>土砂災害警戒区域等の巡視について ○自治体・消防団等と、土砂災害に対しリスクの高い箇所の合同巡視を実施している ●対象範囲が広く、優先的に防災活動を実施すべき箇所の特定・共有が十分にされていない</td> <td>AB</td> </tr> <tr> <td>8 9 10 11</td> <td>防災体制について ○避難訓練を実施している ●大規模土砂災害の経験がなく、連絡体制の不備による出動初動体制の混乱が懸念される</td> <td>AC</td> </tr> <tr> <td>12 13 14 15 16 17</td> <td>市町村での土砂災害時における対応について ○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する ●大規模土砂災害時には、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される</td> <td>AD</td> </tr> <tr> <td>18 19 20 21 22</td> <td>防災施設の整備について ○砂防堰堤を設置している ●砂防堰堤の機能を確保する必要がある ●要配慮者利用施設や避難所が土砂災害により被害を受けられないようにする必要がある</td> <td>AE</td> </tr> </tbody> </table>			項目	○現状 と ●課題		3 4 5 6 7	土砂災害警戒区域等の巡視について ○自治体・消防団等と、土砂災害に対しリスクの高い箇所の合同巡視を実施している ●対象範囲が広く、優先的に防災活動を実施すべき箇所の特定・共有が十分にされていない	AB	8 9 10 11	防災体制について ○避難訓練を実施している ●大規模土砂災害の経験がなく、連絡体制の不備による出動初動体制の混乱が懸念される	AC	12 13 14 15 16 17	市町村での土砂災害時における対応について ○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する ●大規模土砂災害時には、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される	AD	18 19 20 21 22	防災施設の整備について ○砂防堰堤を設置している ●砂防堰堤の機能を確保する必要がある ●要配慮者利用施設や避難所が土砂災害により被害を受けられないようにする必要がある	AE
項目	○現状 と ●課題																	
3 4 5 6 7	土砂災害警戒区域等の巡視について ○自治体・消防団等と、土砂災害に対しリスクの高い箇所の合同巡視を実施している ●対象範囲が広く、優先的に防災活動を実施すべき箇所の特定・共有が十分にされていない	AB																
8 9 10 11	防災体制について ○避難訓練を実施している ●大規模土砂災害の経験がなく、連絡体制の不備による出動初動体制の混乱が懸念される	AC																
12 13 14 15 16 17	市町村での土砂災害時における対応について ○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する ●大規模土砂災害時には、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される	AD																
18 19 20 21 22	防災施設の整備について ○砂防堰堤を設置している ●砂防堰堤の機能を確保する必要がある ●要配慮者利用施設や避難所が土砂災害により被害を受けられないようにする必要がある	AE																
23	※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。																	
24																		
25																		
26	(3) 複合災害に係る現状と課題																	
27	① 情報伝達、避難計画等に関する事項 など																	
28	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>○現状 と ●課題</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 30 31 32 33</td> <td>想定される複合災害リスクについて ○ - ●水害と土砂災害が同時に発生した場合の災害リスクを想定できていない</td> <td>AF</td> </tr> </tbody> </table>			項目	○現状 と ●課題		29 30 31 32 33	想定される複合災害リスクについて ○ - ●水害と土砂災害が同時に発生した場合の災害リスクを想定できていない	AF									
項目	○現状 と ●課題																	
29 30 31 32 33	想定される複合災害リスクについて ○ - ●水害と土砂災害が同時に発生した場合の災害リスクを想定できていない	AF																
34	※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。																	
35																		
36																		
	② 防災に関する事項																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>○現状 と ●課題</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 4 5 6 7</td> <td>土砂災害警戒区域等の巡視について ○自治体・消防団等と、土砂災害に対しリスクの高い箇所の合同巡視を実施している ●対象範囲が広く、優先的に防災活動を実施すべき箇所の特定・共有が十分にされていない</td> <td>AB</td> </tr> <tr> <td>8 9 10 11</td> <td>防災体制について ○避難訓練を実施している ●大規模土砂災害の経験がなく、連絡体制の不備による出動初動体制の混乱が懸念される</td> <td>AC</td> </tr> <tr> <td>12 13 14 15 16 17</td> <td>市町村での土砂災害時における対応について ○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する ●大規模土砂災害時には、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される</td> <td>AD</td> </tr> <tr> <td>18 19 20 21 22</td> <td>防災施設の整備について ○砂防堰堤を設置している ●砂防堰堤の機能を確保する必要がある ●要配慮者利用施設や避難所が土砂災害により被害を受けられないようにする必要がある</td> <td>AE</td> </tr> </tbody> </table>			項目	○現状 と ●課題		3 4 5 6 7	土砂災害警戒区域等の巡視について ○自治体・消防団等と、土砂災害に対しリスクの高い箇所の合同巡視を実施している ●対象範囲が広く、優先的に防災活動を実施すべき箇所の特定・共有が十分にされていない	AB	8 9 10 11	防災体制について ○避難訓練を実施している ●大規模土砂災害の経験がなく、連絡体制の不備による出動初動体制の混乱が懸念される	AC	12 13 14 15 16 17	市町村での土砂災害時における対応について ○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する ●大規模土砂災害時には、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される	AD	18 19 20 21 22	防災施設の整備について ○砂防堰堤を設置している ●砂防堰堤の機能を確保する必要がある ●要配慮者利用施設や避難所が土砂災害により被害を受けられないようにする必要がある	AE
項目	○現状 と ●課題																	
3 4 5 6 7	土砂災害警戒区域等の巡視について ○自治体・消防団等と、土砂災害に対しリスクの高い箇所の合同巡視を実施している ●対象範囲が広く、優先的に防災活動を実施すべき箇所の特定・共有が十分にされていない	AB																
8 9 10 11	防災体制について ○避難訓練を実施している ●大規模土砂災害の経験がなく、連絡体制の不備による出動初動体制の混乱が懸念される	AC																
12 13 14 15 16 17	市町村での土砂災害時における対応について ○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する ●大規模土砂災害時には、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される	AD																
18 19 20 21 22	防災施設の整備について ○砂防堰堤を設置している ●砂防堰堤の機能を確保する必要がある ●要配慮者利用施設や避難所が土砂災害により被害を受けられないようにする必要がある	AE																
	※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。																	
	(3) 複合災害に係る現状と課題																	
	① 情報伝達、避難計画等に関する事項 など																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>○現状 と ●課題</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 30 31 32 33</td> <td>想定される複合災害リスクについて ○ - ●水害と土砂災害が同時に発生した場合の災害リスクを想定できていない</td> <td>AF</td> </tr> </tbody> </table>		項目	○現状 と ●課題		29 30 31 32 33	想定される複合災害リスクについて ○ - ●水害と土砂災害が同時に発生した場合の災害リスクを想定できていない	AF										
項目	○現状 と ●課題																	
29 30 31 32 33	想定される複合災害リスクについて ○ - ●水害と土砂災害が同時に発生した場合の災害リスクを想定できていない	AF																
	※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。																	

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	<p data-bbox="418 268 1478 342">5. 減災のための目標 円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、参加機関が連携して令和7年度までに達成すべき目標は以下のとおりとした。</p> <p data-bbox="418 405 1478 432">【今後5年間で達成すべき目標】</p> <div data-bbox="418 443 1478 573" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="418 449 1478 567">平成27年9月の関東・東北豪雨や平成26年8月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、木津川上流域の大規模水害・土砂災害及び複合災害に対し「逃がす・防ぐ・回復する」ことにより減災する。</p> </div> <p data-bbox="418 632 1478 659">【目標達成に向けた取組方針】</p> <div data-bbox="418 669 1478 800" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ol data-bbox="418 676 1478 793" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="418 676 1478 703">1. 逃げ遅れをなくす的確な避難行動のための取組 <li data-bbox="418 716 1478 743">2. 氾濫時、土砂災害時及び複合災害時に人命と財産を守る災害活動の強化 <li data-bbox="418 756 1478 783">3. 一刻も早く日常生活を回復するための取組 </div>	<p data-bbox="1495 268 2555 384">円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、参加機関が連携して令和12年度までに達成すべき目標は以下のとおりとした。</p> <p data-bbox="1495 447 2555 474">【今後5年間で達成すべき目標】</p> <div data-bbox="1495 485 2555 615" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1495 491 2555 609">平成27年9月の関東・東北豪雨や平成26年8月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、木津川上流域の大規模水害・土砂災害及び複合災害に対し「逃げる・防ぐ・回復する」ことにより減災する。</p> </div> <p data-bbox="1495 674 2555 701">【目標達成に向けた取組方針】</p> <div data-bbox="1495 711 2555 884" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ol data-bbox="1495 718 2555 875" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1495 718 2555 791">1. 水害リスクを認識し、自分事として捉え、逃げ遅れをなくす主体的で的確な避難行動のための取組 <li data-bbox="1495 804 2555 831">2. 氾濫時、土砂災害時及び複合災害時に人命と財産を守る災害活動の強化 <li data-bbox="1495 844 2555 871">3. 一刻も早く日常生活を回復するための取組 </div>	<p data-bbox="2573 296 2804 323">29. 目標年次の更新</p> <p data-bbox="2573 506 2804 579">30. 取組名の変更（再掲）</p> <p data-bbox="2573 705 2804 957">31. 【観点②】全国的な流域治水の自分事化の流れを踏まえ、知る、捉える、行動するの観点で自ら避難行動を取れる住民を増やすため追加</p>

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容																																																							
1 2 3 4 5 6 7 8 9	<p>6. 概ね5年で実施する取組</p> <p>氾濫・土砂災害及び複合災害が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」等を再構築することを目的に、各構成員参加機関が取り組む主な内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 水害に対する主な取組</p> <p>1) ハード対策の主な取組</p> <p>各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。</p>	<p>氾濫・土砂災害及び複合災害が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」等を再構築することを目的に、各構成員参加機関が取り組む主な内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 水害に対する主な取組</p> <p>1) ハード対策の主な取組</p> <p>各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。</p>	<p>32. 【観点①】各機関への取組アンケートにて、R8年度以降取り組むと記載がある機関名に更新</p> <p>33. 【観点①】川上ダムの建設が完了したため項目の削除。管理については「ダム等の洪水調節機能の向上・確保」に統合</p>																																																							
10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>課題の対応</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・河川整備計画に基づく河川改修の実施</td> <td>P</td> <td>順次実施</td> <td>三重県 奈良県 近畿地整</td> </tr> <tr> <td>・河道内樹木の伐採や堆積土砂の除去等（多数の家屋や重要施設等の浸水が想定される区間の保全対策）</td> <td>P</td> <td>順次実施</td> <td>3府県 近畿地整</td> </tr> <tr> <td>・川上ダムの建設及び管理</td> <td>P</td> <td>建設：R4年度完了予定／管理：R5年度以降</td> <td>水資源機構</td> </tr> <tr> <td>・ダム等の洪水調節機能の向上・確保（ダム管理区間における浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討、事前放流の実施、ダム再生の検討・ダム湖の堆砂除去）</td> <td>P</td> <td>順次実施</td> <td>伊賀市 三重県 水資源機構</td> </tr> <tr> <td>・河川管理施設、砂防施設の長寿命化</td> <td>0</td> <td>順次実施</td> <td>3府県 近畿地整</td> </tr> </tbody> </table>	主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関	■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項				・河川整備計画に基づく河川改修の実施	P	順次実施	三重県 奈良県 近畿地整	・河道内樹木の伐採や堆積土砂の除去等（多数の家屋や重要施設等の浸水が想定される区間の保全対策）	P	順次実施	3府県 近畿地整	・川上ダムの建設及び管理	P	建設：R4年度完了予定／管理：R5年度以降	水資源機構	・ダム等の洪水調節機能の向上・確保（ダム管理区間における浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討、事前放流の実施、ダム再生の検討・ダム湖の堆砂除去）	P	順次実施	伊賀市 三重県 水資源機構	・河川管理施設、砂防施設の長寿命化	0	順次実施	3府県 近畿地整	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>課題の対応</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・河川整備計画に基づく河川改修の実施</td> <td>P</td> <td>順次実施</td> <td>山添村 三重県 奈良県 近畿地整</td> </tr> <tr> <td>・河道内樹木の伐採や堆積土砂の除去等（多数の家屋や重要施設等の浸水が想定される区間の保全対策）</td> <td>P</td> <td>順次実施</td> <td>3府県 近畿地整</td> </tr> <tr> <td>・川上ダムの建設及び管理</td> <td>P</td> <td>建設：R4年度完了予定／管理：R5年度以降</td> <td>水資源機構</td> </tr> <tr> <td>・ダム等の洪水調節機能の向上・確保（ダム管理区間における浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討、事前放流の実施、ダム再生の検討・ダム湖の堆砂除去）</td> <td>P</td> <td>順次実施</td> <td>伊賀市 三重県 笠置町 水資源機構</td> </tr> <tr> <td>・河川管理施設、砂防施設の長寿命化</td> <td>0</td> <td>順次実施</td> <td>3府県 奈良県 近畿地整</td> </tr> </tbody> </table>	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項				・河川整備計画に基づく河川改修の実施	P	順次実施	山添村 三重県 奈良県 近畿地整	・河道内樹木の伐採や堆積土砂の除去等（多数の家屋や重要施設等の浸水が想定される区間の保全対策）	P	順次実施	3府県 近畿地整	・川上ダムの建設及び管理	P	建設：R4年度完了予定／管理：R5年度以降	水資源機構	・ダム等の洪水調節機能の向上・確保（ダム管理区間における浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討、事前放流の実施、ダム再生の検討・ダム湖の堆砂除去）	P	順次実施	伊賀市 三重県 笠置町 水資源機構	・河川管理施設、砂防施設の長寿命化	0	順次実施
主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関																																																							
■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項																																																										
・河川整備計画に基づく河川改修の実施	P	順次実施	三重県 奈良県 近畿地整																																																							
・河道内樹木の伐採や堆積土砂の除去等（多数の家屋や重要施設等の浸水が想定される区間の保全対策）	P	順次実施	3府県 近畿地整																																																							
・川上ダムの建設及び管理	P	建設：R4年度完了予定／管理：R5年度以降	水資源機構																																																							
・ダム等の洪水調節機能の向上・確保（ダム管理区間における浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討、事前放流の実施、ダム再生の検討・ダム湖の堆砂除去）	P	順次実施	伊賀市 三重県 水資源機構																																																							
・河川管理施設、砂防施設の長寿命化	0	順次実施	3府県 近畿地整																																																							
主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関																																																							
■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項																																																										
・河川整備計画に基づく河川改修の実施	P	順次実施	山添村 三重県 奈良県 近畿地整																																																							
・河道内樹木の伐採や堆積土砂の除去等（多数の家屋や重要施設等の浸水が想定される区間の保全対策）	P	順次実施	3府県 近畿地整																																																							
・川上ダムの建設及び管理	P	建設：R4年度完了予定／管理：R5年度以降	水資源機構																																																							
・ダム等の洪水調節機能の向上・確保（ダム管理区間における浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討、事前放流の実施、ダム再生の検討・ダム湖の堆砂除去）	P	順次実施	伊賀市 三重県 笠置町 水資源機構																																																							
・河川管理施設、砂防施設の長寿命化	0	順次実施	3府県 奈良県 近畿地整																																																							

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

項目	計画（令和4年3月25日改定）				見直し案				変更内容
	■危機管理型ハード対策に関する事項				■危機管理型ハード対策に関する事項				
	・堤防天端の保護	Q	実施済み	三重県 奈良県 近畿地整	・堤防天端の保護	Q	実施済み	三重県 奈良県 近畿地整	
	・裏法尻の補強	Q	実施済み	三重県 奈良県 近畿地整	・裏法尻の補強	Q	実施済み	三重県 奈良県 近畿地整	
	・本川と支川の合流部等の対策 （堤防決壊が発生した場合に人命被害が生じる恐れのある区間において堤防強化対策を実施）	Q	実施済み	伊賀市 三重県	・本川と支川の合流部等の対策 （堤防決壊が発生した場合に人命被害が生じる恐れのある区間において堤防強化対策を実施）	Q	実施済み	伊賀市 三重県	
	※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。				※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。				

項目	計画（令和4年3月25日改定）				見直し案				変更内容
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容																																																												
1	2) ソフト対策の主な取組（①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための	2) ソフト対策の主な取組（①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための																																																													
2	取組）	取組）																																																													
3																																																															
4	参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関について	参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関について																																																													
5	は、以下のとおりである。	は、以下のとおりである。																																																													
6																																																															
7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>課題の対応</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">■情報伝達、避難計画等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>・避難勧告に着目したタイムラインを策定（あわせて県～市間のホットラインを構築）</td> <td>B</td> <td>実施済み</td> <td>9市町村 三重県 奈良県 近畿地整</td> </tr> <tr> <td>・わかりやすい洪水予報文の改良と運用</td> <td>C</td> <td>実施済み</td> <td>気象台 近畿地整</td> </tr> <tr> <td>・避難所における感染症対策</td> <td>B</td> <td>順次実施</td> <td>9市町村</td> </tr> <tr> <td>・避難情報の発令基準の見直し</td> <td>B</td> <td>平成29年度から 順次実施</td> <td>津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市</td> </tr> <tr> <td>・多機関連携型タイムラインの拡充（公共交通機関も参画したタイムライン策定）</td> <td>B</td> <td>順次実施</td> <td>名張市・笠置町 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村 近畿地整</td> </tr> </tbody> </table>	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	■情報伝達、避難計画等に関する事項				・避難勧告に着目したタイムラインを策定（あわせて県～市間のホットラインを構築）	B	実施済み	9市町村 三重県 奈良県 近畿地整	・わかりやすい洪水予報文の改良と運用	C	実施済み	気象台 近畿地整	・避難所における感染症対策	B	順次実施	9市町村	・避難情報の発令基準の見直し	B	平成29年度から 順次実施	津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市	・多機関連携型タイムラインの拡充（公共交通機関も参画したタイムライン策定）	B	順次実施	名張市・笠置町 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村 近畿地整	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>課題の対応</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">■情報伝達、避難計画等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>・避難勧告に着目したタイムラインを策定（あわせて県～市間のホットラインを構築）</td> <td>B</td> <td>実施済み</td> <td>9市町村・三重県 奈良県・近畿地整 名張市・伊賀市 笠置町・南山城村 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村</td> </tr> <tr> <td>・わかりやすい洪水予報文の改良と運用</td> <td>C</td> <td>実施済み</td> <td>気象台 近畿地整</td> </tr> <tr> <td>・避難所における感染症対策</td> <td>B</td> <td>順次実施</td> <td>9市町村 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市 山添村・曾爾村 御杖村</td> </tr> <tr> <td>・避難情報の発令基準の見直し</td> <td>B</td> <td>平成29年度から 順次実施</td> <td>津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市 山添村</td> </tr> <tr> <td>・木津川上流域タイムラインの活用・見直し （流域単位の市町村を対象として河川事務所等の防災行動を確認するタイムライン）</td> <td>B</td> <td>順次実施</td> <td>9市町村・3県・ 水資源機構・ 気象台・近畿地整</td> </tr> <tr> <td>・多機関連携型タイムラインの拡充 （高齢者の円滑な避難など、河川の特徴に応じた多様な防災行動を対象とし、多くの関係機関が連携して作成・運用するタイムライン）</td> <td>B</td> <td>順次実施</td> <td>名張市・笠置町 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村 近畿地整</td> </tr> </tbody> </table>	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	■情報伝達、避難計画等に関する事項				・避難勧告に着目したタイムラインを策定（あわせて県～市間のホットラインを構築）	B	実施済み	9市町村・三重県 奈良県・近畿地整 名張市・伊賀市 笠置町・南山城村 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村	・わかりやすい洪水予報文の改良と運用	C	実施済み	気象台 近畿地整	・避難所における感染症対策	B	順次実施	9市町村 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市 山添村・曾爾村 御杖村	・避難情報の発令基準の見直し	B	平成29年度から 順次実施	津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市 山添村	・木津川上流域タイムラインの活用・見直し （流域単位の市町村を対象として河川事務所等の防災行動を確認するタイムライン）	B	順次実施	9市町村・3県・ 水資源機構・ 気象台・近畿地整	・多機関連携型タイムラインの拡充 （高齢者の円滑な避難など、河川の特徴に応じた多様な防災行動を対象とし、多くの関係機関が連携して作成・運用するタイムライン）	B	順次実施	名張市・笠置町 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村 近畿地整	
主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関																																																												
■情報伝達、避難計画等に関する事項																																																															
・避難勧告に着目したタイムラインを策定（あわせて県～市間のホットラインを構築）	B	実施済み	9市町村 三重県 奈良県 近畿地整																																																												
・わかりやすい洪水予報文の改良と運用	C	実施済み	気象台 近畿地整																																																												
・避難所における感染症対策	B	順次実施	9市町村																																																												
・避難情報の発令基準の見直し	B	平成29年度から 順次実施	津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市																																																												
・多機関連携型タイムラインの拡充（公共交通機関も参画したタイムライン策定）	B	順次実施	名張市・笠置町 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村 近畿地整																																																												
主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関																																																												
■情報伝達、避難計画等に関する事項																																																															
・避難勧告に着目したタイムラインを策定（あわせて県～市間のホットラインを構築）	B	実施済み	9市町村・三重県 奈良県・近畿地整 名張市・伊賀市 笠置町・南山城村 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村																																																												
・わかりやすい洪水予報文の改良と運用	C	実施済み	気象台 近畿地整																																																												
・避難所における感染症対策	B	順次実施	9市町村 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市 山添村・曾爾村 御杖村																																																												
・避難情報の発令基準の見直し	B	平成29年度から 順次実施	津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市 山添村																																																												
・木津川上流域タイムラインの活用・見直し （流域単位の市町村を対象として河川事務所等の防災行動を確認するタイムライン）	B	順次実施	9市町村・3県・ 水資源機構・ 気象台・近畿地整																																																												
・多機関連携型タイムラインの拡充 （高齢者の円滑な避難など、河川の特徴に応じた多様な防災行動を対象とし、多くの関係機関が連携して作成・運用するタイムライン）	B	順次実施	名張市・笠置町 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村 近畿地整																																																												
8																																																															
9																																																															
10																																																															
11																																																															
12																																																															
13																																																															
14																																																															
15																																																															
16																																																															
17																																																															
18																																																															
19																																																															
20																																																															
21																																																															
22																																																															
23																																																															
24																																																															
25			34. 【観点①】木津川上流域タイムラインが策定され、適宜見直しを図っている現状を踏まえ項目を追加																																																												
26																																																															
27																																																															
28																																																															
29																																																															
30																																																															
31			35. 【観点①】流域タイムラインが策定されたことから、多機関連携型タイムラインとの違いが分かるように項目名の注釈を変更																																																												
32																																																															
33																																																															
34																																																															
35																																																															
36																																																															

項目	計画（令和4年3月25日改定）				見直し案				変更内容
1									
2	■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項				■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項				
3									
4	・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表（水害リスク情報の空白域の解消）	A	平成28年度から 順次実施	名張市・伊賀市 宇陀市 3府県 近畿地整	・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表（水害リスク情報の空白域の解消）	A	平成28年度から 順次実施	名張市・伊賀市 宇陀市 3府県 近畿地整	
5									
6									
7									
8	・洪水ハザードマップの策定・周知	D	平成28年度から 順次実施	津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市 山添村	・洪水ハザードマップの策定・周知	D	平成28年度から 順次実施	津市・ 名張市 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市 山添村・ 近畿地整	
9									
10									
11									
12	・内水ハザードマップの策定・周知	D	順次実施	津市・伊賀市 笠置町・南山城村 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村	・内水ハザードマップの策定・周知	D	順次実施	津市・伊賀市 笠置町・南山城村 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村	
13									
14									
15									
16	※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。				※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。				
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									

項目	計画（令和4年3月25日改定）				見直し案				変更内容
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									

項目	計画（令和4年3月25日改定）				見直し案				変更内容
1									
2	<ul style="list-style-type: none"> ・住民一人一人のマイタイムライン、マイ防災マップの作成促進 ・住民参加型の避難訓練の実施状況、今後の予定等の共有 ・防災リーダー育成の支援を実施 ・まるごとまちごとハザードマップを整備 ・避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所の確保(防災ステーション、防災拠点の整備) 	G	順次実施	津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村 宇陀市・山添村 御杖村	<ul style="list-style-type: none"> ・住民一人一人のマイタイムライン、マイ防災マップの作成促進 ・住民参加型の避難訓練の実施状況、今後の予定等の共有 ・防災リーダー育成の支援を実施 ・まるごとまちごとハザードマップを整備 ・避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所の確保(防災ステーション、防災拠点の整備) 	G	順次実施	津市・ 名張市 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市 山添村・ 曾爾村 御杖村・ 近畿地整	<p>37. まるごとまちごとハザードマップは、Eに対応する災害時の避難判断に資する情報提供の体制構築ではなく、避難所標識はF：避難誘導體制、浸水深標識はG：避難に関する啓発にあたる取組であるため、対応記号の変更</p>
3		G	順次実施	津市・名張市 笠置町・南山城村 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村		G	順次実施	津市・ 名張市 笠置町・南山城村 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村	
4		G	順次実施	9市町村 近畿地整		G	順次実施	9市町村 津市・伊賀市 笠置町・南山城村 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村 气象台 近畿地整	
5		E	平成28年度から 順次実施	名張市・笠置町 南山城村		F,G	平成28年度から 順次実施	名張市・笠置町 南山城村・宇陀市 近畿地整	
6		D	順次実施	名張市・伊賀市 宇陀市・山添村 近畿地整		D	順次実施	名張市・伊賀市 宇陀市・山添村 近畿地整	
7	※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。				※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。				
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									

項目	計画（令和4年3月25日改定）				見直し案				変更内容
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容
1	3) ソフト対策の主な取組（②氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組）	3) ソフト対策の主な取組（②氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組）	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容
1	4) ソフト対策の主な取組（③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組）	4) ソフト対策の主な取組（③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組）	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容																																
1 2	5) 土砂災害に対するハード対策に関する取組																																		
3 4	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 352 905 415">主な取組項目</th> <th data-bbox="905 352 1012 415">課題の対応</th> <th data-bbox="1012 352 1240 415">目標時期</th> <th data-bbox="1240 352 1469 415">取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" data-bbox="427 422 1469 457">■防災施設の整備等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 457 905 541">・砂防堰堤の補修及び砂防堰堤の設置</td> <td data-bbox="905 457 1012 541">AE</td> <td data-bbox="1012 457 1240 541">順次実施</td> <td data-bbox="1240 457 1469 541">3府県 近畿地整</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 541 905 772">・要配慮者利用施設、避難所の安全対策の強化</td> <td data-bbox="905 541 1012 772">AE</td> <td data-bbox="1012 541 1240 772">順次実施</td> <td data-bbox="1240 541 1469 772">名張市・宇陀市・ 山添村 御杖村 三重県・奈良県 近畿地整</td> </tr> </tbody> </table>	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	■防災施設の整備等				・砂防堰堤の補修及び砂防堰堤の設置	AE	順次実施	3府県 近畿地整	・要配慮者利用施設、避難所の安全対策の強化	AE	順次実施	名張市・宇陀市・ 山添村 御杖村 三重県・奈良県 近畿地整	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1504 352 1982 415">主な取組項目</th> <th data-bbox="1982 352 2089 415">課題の対応</th> <th data-bbox="2089 352 2318 415">目標時期</th> <th data-bbox="2318 352 2546 415">取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1504 422 2546 457">■防災施設の整備等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1504 457 1982 541">・砂防堰堤の補修及び砂防堰堤の設置</td> <td data-bbox="1982 457 2089 541">AE</td> <td data-bbox="2089 457 2318 541">順次実施</td> <td data-bbox="2318 457 2546 541">3府県 三重県・奈良県 近畿地整</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1504 541 1982 772">・要配慮者利用施設、避難所の安全対策の強化</td> <td data-bbox="1982 541 2089 772">AE</td> <td data-bbox="2089 541 2318 772">順次実施</td> <td data-bbox="2318 541 2546 772">名張市・宇陀市 山添村 御杖村 三重県・奈良県 近畿地整</td> </tr> </tbody> </table>	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	■防災施設の整備等				・砂防堰堤の補修及び砂防堰堤の設置	AE	順次実施	3 府県 三重県・奈良県 近畿地整	・要配慮者利用施設、避難所の安全対策の強化	AE	順次実施	名張市・ 宇陀市 山添村 御杖村 三重県・奈良県 近畿地整	
主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関																																
■防災施設の整備等																																			
・砂防堰堤の補修及び砂防堰堤の設置	AE	順次実施	3府県 近畿地整																																
・要配慮者利用施設、避難所の安全対策の強化	AE	順次実施	名張市・宇陀市・ 山添村 御杖村 三重県・奈良県 近畿地整																																
主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関																																
■防災施設の整備等																																			
・砂防堰堤の補修及び砂防堰堤の設置	AE	順次実施	3 府県 三重県・奈良県 近畿地整																																
・要配慮者利用施設、避難所の安全対策の強化	AE	順次実施	名張市・ 宇陀市 山添村 御杖村 三重県・奈良県 近畿地整																																
5																																			
6																																			
7																																			
8																																			
9																																			
10																																			
11																																			
12	※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。																																		
13																																			
14																																			
15																																			
16																																			
17																																			
18																																			
19																																			
20																																			
21																																			
22																																			
23																																			
24																																			
25																																			
26																																			
27																																			
28																																			
29																																			
30																																			
31																																			
32																																			
33																																			
34																																			
35																																			
36																																			

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容
1	6) 土砂災害に対するソフト対策に関する取組	6) 土砂災害に対するソフト対策に関する取組	38. ハザードマップ種別区別のため、名称を変更
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

項目	計画（令和4年3月25日改定）				見直し案				変更内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報を対象者へ確実に届けるための災害情報の充実と整理（災害予測手法・システムの整備、警戒レベルや危険度分布の表示等） 土砂災害の教育、土砂災害対策事業の啓発活動の実施 地区防災計画（自治会単位）の作成 	Y	順次実施	津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村 宇陀市・山添村 御杖村 3府県 気象台	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報を対象者へ確実に届けるための災害情報の充実と整理（災害予測手法・システムの整備、警戒レベルや危険度分布の表示等） 土砂災害の教育、土砂災害対策事業の啓発活動の実施 地区防災計画（自治会単位）の作成 	Y	順次実施	津市・ 名張市 伊賀市 ・笠置町 南山城村 宇陀市・山添村 御杖村 3府県 三重県・奈良県 気象台	
2		AA	引き続き実施	9市町村 奈良県 気象台		AA	引き続き実施	9市町村 津市・名張市 笠置町・南山城村 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村 三重県 奈良県・気象台 近畿地整	
3		Z	H28年度から 順次実施	9市町村		Z	H28年度から 順次実施	9市町村 津市・名張市 笠置町・南山城村 山添村・曾爾村 御杖村	
4	<p>※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。</p>								
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

項目	計画（令和4年3月25日改定）				見直し案				変更内容
	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関	
	■土砂による被害の軽減、避難時間の確保のための防災活動の取組に関する事項 ・毎年、消防団や地域住民が参加し土砂災害リスクの高い箇所の共同点検を実施 ・避難訓練（広域、自治会単位）の実施	AB	H28年度から 順次実施	9市町村	■土砂による被害の軽減、避難時間の確保のための防災活動の取組に関する事項 ・毎年、消防団や地域住民が参加し土砂災害リスクの高い箇所の共同点検を実施	AB	H28年度から 順次実施	9市町村 笠置町・南山城村 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村	
	■一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための復旧活動の取組に関する事項 ・土砂災害に対するBCP（事業継続計画）を作成	AD	H28年度から 順次実施	9市町村	・避難訓練（広域、自治会単位）の実施	AC	引き続き実施	9市町村 気象台 名張市・笠置町 南山城村・宇陀市 山添村・曾爾村 御杖村	
	※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。				■一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための復旧活動の取組に関する事項 ・土砂災害に対するBCP（事業継続計画）を作成	AD	H28年度から 順次実施	9市町村 名張市・笠置町 南山城村・宇陀市 山添村・曾爾村 御杖村	
	※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。								

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容																																								
1	7) 複合災害に対するソフト対策：逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 など	7) 複合災害に対するソフト対策：逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 など																																									
2																																											
3																																											
4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>課題の対応</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">■複合災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>・複合災害を対象とした被害想定等の検討を行い、複合災害の被害想定等を対象とした取組を推進</td> <td>AF</td> <td>実施済み</td> <td>近畿地整</td> </tr> <tr> <td>・土砂災害・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所などについて検討及び情報共有</td> <td>AF</td> <td>R3年度から 順次実施</td> <td>津市・南山城村 山添村・曾爾村 御杖村 3府県</td> </tr> <tr> <td>・砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討</td> <td>AF</td> <td>R3年度から 順次実施</td> <td>山添村・曾爾村 御杖村 3府県 近畿地整</td> </tr> </tbody> </table>	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	■複合災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項				・複合災害を対象とした被害想定等の検討を行い、複合災害の被害想定等を対象とした取組を推進	AF	実施済み	近畿地整	・土砂災害・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所などについて検討及び情報共有	AF	R3年度から 順次実施	津市・南山城村 山添村・曾爾村 御杖村 3府県	・砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討	AF	R3年度から 順次実施	山添村・曾爾村 御杖村 3府県 近畿地整	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>課題の対応</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">■複合災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>・複合災害を対象とした被害想定等の検討を行い、複合災害の被害想定等を対象とした取組を推進</td> <td>AF</td> <td>実施済み</td> <td>御杖村 近畿地整</td> </tr> <tr> <td>・土砂災害・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所などについて検討及び情報共有</td> <td>AF</td> <td>R3年度から 順次実施</td> <td>津市・南山城村 山添村・曾爾村 御杖村 3府県 奈良県・近畿地整</td> </tr> <tr> <td>・砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討</td> <td>AF</td> <td>R3年度から 順次実施</td> <td>山添村・曾爾村 御杖村 3府県 奈良県 近畿地整</td> </tr> </tbody> </table>	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	■複合災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項				・複合災害を対象とした被害想定等の検討を行い、複合災害の被害想定等を対象とした取組を推進	AF	実施済み	御杖村 近畿地整	・土砂災害・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所などについて検討及び情報共有	AF	R3年度から 順次実施	津市・南山城村 山添村・曾爾村 御杖村 3府県 奈良県・近畿地整	・砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討	AF	R3年度から 順次実施	山添村・曾爾村 御杖村 3府県 奈良県 近畿地整	
主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関																																								
■複合災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項																																											
・複合災害を対象とした被害想定等の検討を行い、複合災害の被害想定等を対象とした取組を推進	AF	実施済み	近畿地整																																								
・土砂災害・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所などについて検討及び情報共有	AF	R3年度から 順次実施	津市・南山城村 山添村・曾爾村 御杖村 3府県																																								
・砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討	AF	R3年度から 順次実施	山添村・曾爾村 御杖村 3府県 近畿地整																																								
主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関																																								
■複合災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項																																											
・複合災害を対象とした被害想定等の検討を行い、複合災害の被害想定等を対象とした取組を推進	AF	実施済み	御杖村 近畿地整																																								
・土砂災害・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所などについて検討及び情報共有	AF	R3年度から 順次実施	津市・南山城村 山添村・曾爾村 御杖村 3府県 奈良県・近畿地整																																								
・砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討	AF	R3年度から 順次実施	山添村・曾爾村 御杖村 3府県 奈良県 近畿地整																																								
5																																											
6																																											
7																																											
8																																											
9																																											
10																																											
11																																											
12																																											
13																																											
14																																											
15																																											
16																																											
17																																											
18																																											
19	※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。	※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。																																									
20																																											
21																																											
22																																											
23																																											
24																																											
25																																											
26																																											
27																																											
28																																											
29																																											
30																																											
31																																											
32																																											
33																																											
34																																											
35																																											
36																																											

項目	計画（令和4年3月25日改定）	見直し案	変更内容
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	<p data-bbox="418 268 1478 342">7. フォローアップ 今後、想定最大規模の洪水や大規模土砂災害・複合災害に対する取組方針については、改めて検討を行い、取組方針の見直しを実施する。</p> <p data-bbox="418 405 1478 478">各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。</p> <p data-bbox="418 541 1478 657">原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を把握し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。</p> <p data-bbox="418 720 1478 793">なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。</p> <p data-bbox="1199 982 1478 1014" style="text-align: right;">令和4年3月25日改定</p>	<p data-bbox="1495 268 2555 342">今後、想定最大規模の洪水や大規模土砂災害・複合災害に対する取組方針については、改めて検討を行い、取組方針の見直しを実施する。</p> <p data-bbox="1495 405 2555 478">各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。</p> <p data-bbox="1495 541 2555 657">原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を把握し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。</p> <p data-bbox="1495 720 2555 793">なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。</p> <p data-bbox="2297 982 2555 1014" style="text-align: right;">令和8●月●●日改定</p>	<p data-bbox="2573 982 2804 1045">39. 改定日変更 【日付未決定】</p>